

宇治田原町人権教育・啓発推進計画 (第3次)

計画期間

2026(令和8年)4月

2036(令和18年)3月

2026年(令和8年)3月

宇治田原町

目 次

第 1 章 はじめに 1

1	国際的な人権尊重の流れ	1
2	国内の動向	2
(1)	国の動向	2
(2)	京都府の動向	3
3	宇治田原町の人権教育・啓発に係る取組状況	4

第 2 章 計画の基本的な考え方 5

1	計画策定の趣旨	5
2	計画の目標及び性格等	5
(1)	計画の目標	5
(2)	計画の性格	5
(3)	計画期間	6
3	人権教育・啓発の推進に関する基本方針	6

第 3 章 人権問題の現状等と取組の方向 8

1	部落差別（同和問題）	9
2	女性	10
3	子ども	11
4	高齢者	12
5	障がいのある人	13
6	外国人	14
7	ハンセン病・エイズ・H I V 感染症・難病患者等	15
8	様々な人権問題	17
9	社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	20

第 4 章 人権教育・啓発の推進 24

1	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	24
(1)	保育所	24
(2)	学校	25
(3)	地域社会	26
(4)	家庭	27
(5)	企業・職場	27
2	人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	28
(1)	町職員	28
(2)	教職員・社会教育関係職員	29

(3) 保健福祉関係者.....	29
(4) メディア関係者等.....	30
3 効果的な手法による人権教育・啓発の推進.....	30
(1) 指導者の養成	30
(2) 人権教育・啓発資料等の整備.....	30
(3) つながり支え合うための効果的なしくみづくり	31
(4) 人権に関する相談体制の充実.....	31

資料編

32

1 用語解説	32
2 宇治田原町人権教育・啓発推進計画（第3次）に関する意識調査 結果（概要）	49
3 世界人権宣言.....	71
4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	76
5 宇治田原町人権教育・啓発推進計画推進本部設置要綱	77

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」(※1)が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」(※2)や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」(※3)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」(※4)、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」(※5)など、人権に関する数多くの国際条約が採択されてきました。

1994年（平成6年）に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官(※6)が設置され、2006年（平成18年）には、国連における「人権の主流化」(※7)（あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方）の流れの中で、新たに国連人権理事会(※8)が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994年（平成6年）の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年」(※9)（1995年（平成7年）から2004年（平成16年）まで）に基づき、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

国連では、2006年（平成18年）に、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」(※10)が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」(※11)が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画(2005年（平成17年）～2009年（平成21年）)、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画(2010年（平成22年）～2014年（平成26年）)、ジャーナリストやメディア(※12)関係者に焦点を当てた第3フェーズ行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））、2020年（令和2年）からは、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と被差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととした第4フェーズ行動計画（2020

年（令和2年）～2024年（令和6年））による取組が推進されており、現在は、子どもと若者に焦点を当てた第5フェーズ（2025年（令和7年）～2029年（令和11年））が展開されています。

2015年（平成27年）9月には、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、全世界が2030年（令和12年）までに達成すべき行動目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」（※13）が掲げられました。このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、今後一層、人権尊重に対する意識の高まりが予想され、それに伴う行動を取ることが求められています。

世界各地では、今なお地域紛争、飢餓・貧困による食糧問題、児童労働等の人権侵害や難民問題など、解決しなければならない人権問題が数多く存在しています。

2011年（平成23年）には、国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域に おける国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、指導原則として、①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセスが規定されました。

この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用され、多国籍企業等を含み、企業活動が人権に与える負の影響を特定・評価し、防止・軽減し、その実効性を評価・開示する一連のプロセス（人権デュー・ディリジェンス）の実施を求めています。

世界各地の問題に関して日本も無縁ではなく、日本国内の問題が直接的及び間接的に国外の問題と関連していることもあり、人権問題は多様化、複雑化しています。

2 国内の動向

（1）国の動向

国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」（※14）、「国際児童年」（※15）、「国際障害者年」（※16）、「国際識字年」（※17）など、多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

1995年（平成7年）12月に「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」（※18）が設置され、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996年（平成8年）12月に「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）」（※19）が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・

啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999 年（平成 11 年）7 月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001 年（平成 13 年）5 月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000 年（平成 12 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」（※20）が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第 5 条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき、2002 年（平成 14 年）3 月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（※21）により、様々な人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

その後も、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律や、「いじめ防止対策推進法」（※22）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」（※23）などが整備されるとともに、2016 年（平成 28 年）4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（※24）、6 月に「ヘイトスピーチ解消法」（※25）、12 月に「部落差別解消推進法」（※26）のいわゆる「人権三法」が施行されました。

また、2023 年（令和 5 年）6 月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」（※27）が施行され、2024 年（令和 6 年）4 月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」（※28）が施行されるなど、様々な人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、2020 年（令和 2 年）には、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大による感染者や医療従事者等への誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷が見られるなど、新たな人権問題が顕在化し、また、インターネットによる人権侵害が行われるなど、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況が生じているため、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

こうした動向を踏まえ、各人権問題の解決に向け、施策のさらなる推進を図るため、2025 年（令和 7 年）6 月に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（※29）が策定され、人権教育・啓発の取組が進められています。

（2）京都府の動向

京都府においては、1999 年（平成 11 年）3 月に「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」（※30）が策定され、人権教育・啓発のための様々な取組が展開されてきました。また、2005 年（平成 17 年）1 月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」（※31）が策定され、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されてきました。

2016 年（平成 28 年）1 月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画（第 2 次）」（※32）が策定されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、様々な事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対応するため、2021 年（令和 3 年）3 月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第 2 次：改定版）」が策定されました。

また、2025 年（令和 7 年）4 月には、人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策の策定及び実施等について定めた「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」（※33）が施行されました。

3 宇治田原町の人権教育・啓発に係る取組状況

宇治田原町では、憲法の本質に基づく民本主义的で文化的な町政の発展と、町の最上位計画である「宇治田原町総合計画」（※34）において、人権・男女共同参画と平和の尊重を重要施策と位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

1999 年（平成 11 年）には、「人権教育のための国連 10 年宇治田原町行動計画（以下「宇治田原町行動計画」という。）」を策定し、同時に設置した「人権教育のための国連 10 年宇治田原町行動計画推進本部」を中心に、全庁的な推進体制の下、人権施策の総合的な推進を図ってきました。

2006 年（平成 18 年）3 月には「宇治田原町行動計画」を継承・発展させた「宇治田原町人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権についての教育や啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

その後、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人の人権など、様々な人権問題が存在し、さらに、ヘイトスピーチの問題や、インターネットによる差別的な書き込みなど、人権問題は多様化、複雑化してきたことを踏まえ、宇治田原町人権教育・啓発推進計画を継承・発展させ、引き続き総合的・計画的に進めることができるよう、2016 年（平成 28 年）に「宇治田原町人権教育・啓発推進計画（第 2 次）」を策定しました。

また、山城地域の行政機関と民間団体・企業が、人権啓発等の取組を連携して推進する必要があるとの考えから、2008 年（平成 20 年）に「山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）」（※35）が設立され、広域的な人権啓発ネットワークの推進にも取り組んできました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

2006年（平成18年）3月に「宇治田原町行動計画」を継承・発展させた「宇治田原町人権教育・啓発推進計画」を、2016年（平成28年）3月には、「宇治田原町人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。

しかしながら、昨今の人権を取り巻く状況は、情報化や国際化、少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化により、インターネットやSNS（※36）を悪用した誹謗中傷・差別的投稿や感染症患者・性的マイノリティ（性的少数者）への人権侵害など新たな問題も顕在化するなど、人権課題は多様化、複雑化しております。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組の成果を継承・発展させるとともに、新たな人権課題等にも対応できるよう、広い視野をもって本町の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として「宇治田原町人権教育・啓発推進計画（第3次）」を策定するものです。

2 計画の目標及び性格等

（1）計画の目標

この計画は、「宇治田原町人権教育・啓発推進計画」、「宇治田原町人権教育・啓発推進計画（第2次）」を継承・発展させ、「宇治田原町第6次まちづくり総合計画」に掲げる「人権・男女共同参画と平和を尊重する環境づくり」を目指し、『あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を本町において構築すること』を目標とします。

なお、人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した、人権感覚の豊かな社会であると考えています。

（2）計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、本町が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) 計画期間

この計画の計画期間は2026年（令和8年）4月から2036年（令和18年）3月までとします。ただし、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、生き生きと生活できる地域となるような共生社会（※37）の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえるとともに、日常の中にある無意識の思い込みや、何気ない普段の言葉や態度に含まれる課題を意識できるよう取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。住民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、「人権が住民一人ひとりの生活と深くか

かわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題である」という認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて、実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

そのためには、住民が主体的・能動的に参加できるような啓発や、身近で具体的な事例を、人権尊重の視点から考えることなども重要です。

⑤ 多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備

多様化、複雑化している人権課題に対して、誰もが躊躇なく相談でき、適切な支援につながるよう、相談技能や資質の向上はもとより、相談機関同士の相互交流及び情報交換、問題への気づきや解決に向けたネットワーク強化を図るなどを通じて、人権侵害の未然防止、生きづらさの解消や被害の救済・回復を図ることができるよう取組を推進します。

第3章 人権問題の現状等と取組の方向

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

また、少子高齢化、情報化、国際化などの進展や価値観の変化に伴い、新たに対応すべき人権課題として、インターネットによる人権侵害、感染症患者や性的マイノリティへの偏見や差別等が生じており、全国的にも人権問題として関心が高まっています。

さらに、近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。人を誹謗中傷し、排除するような行為は許されるものではありません。

人権教育・啓発は、住民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身に付け、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて、主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン（※38）（誰もが使いやすい設計）の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関等と連携を図りながら、人権教育を推進しています。今後も、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、部落差別（同和問題）や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要があります。

1 部落差別（同和問題）

●現状と課題

1965 年（昭和 40 年）の同和対策審議会答申（※39）は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。

京都府では、同和問題の早期解決を府政の重点課題と位置付け、1969 年（昭和 44 年）の「同和対策事業特別措置法」（※40）の施行以来、国や市町村との連携を図る中で、特別法による対策事業（※41）を実施してきました。

こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、様々な面で大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況となりました。

2002 年（平成 14 年）3 月の特別法による対策事業終了後の取組については、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、地域改善対策協議会の意見具申（1996 年（平成 8 年））が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用して取組を推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を進めてきました。

近年の社会経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にあることから、課題解決に向けては、より地域のニーズを踏まえて現行制度を的確に運用した取組が必要となっています。

部落差別（同和問題）差別や偏見の解消に向けて、人権教育・啓発を進めてきましたが、府民調査（※42）では、依然として、就職や結婚問題、住宅購入にあたって被差別部落（同和地区）への忌避意識などが根強く存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件（※43）や土地調査問題（※44）、インターネットを利用した悪質な書込みなどで顕在化しているものと考えられます。

こうしたことから、今後とも、部落差別（同和問題）の早期解決に向けて、引き続き差別意識や偏見の解消のための教育・啓発に取り組んでいくことが必要です。

●取組の方向

部落差別（同和問題）の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、子どもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を行うとともに、部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深めることによって、差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

今後とも、地域改善対策協議会（※45）の意見具申（1996 年（平成 8 年））が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、

我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して引き続き現行制度を的確に運用して取組を進めます。

2 女性

●現状と課題

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

女性の人権問題については、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」(※46)が施行され、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、2015年（平成27年）には、職業生活に特化して女性の活躍を推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」(※47)が施行されました。さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」(※48)が施行されるとともに、2001年（平成13年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」(※49)が、2024年（令和6年）には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行されました。

本町では、2001年（平成13年）に「宇治田原町女性行動計画」を、2011年（平成23年）に「宇治田原町男女共同参画計画新しいいきさわかプラン」を策定し、男女共同参画社会(※50)の実現に向けた取組を進めてきました。

また、2021年（令和3年）には、これまでの取組における課題や住民アンケート調査結果を踏まえつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応した男女共同参画社会の実現を一層推進するため、2015年（平成27年）年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画を包含するものとして位置づけた「第2次宇治田原町男女共同参画計画」(※51)を策定しました。

男女共同参画に関する正しい理解の普及、女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進、ドメスティック・バイオレンス（DV）(※52)等のあらゆる暴力の根絶などの取組を通じて、男女共同参画を推進することが必要です。

●取組の方向

「京都府男女共同参画推進条例」の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会の様々な分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。

DVについては、その根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を一層強化し、引き続き啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支

援に取り組みます。交際中の男女の暴力（デートDV）についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。

また、ストーカー行為（つきまとい等を反復してすること）やリベンジポルノ（元配偶者や元恋人の情報や写真などを、インターネットに流出させる等の嫌がらせ行為）などについても、警察などの関係機関との連携、被害者の心理ケア等の適切な支援に努めます。

同時に、セクシュアル・ハラスメント（※53）やマタニティ・ハラスメント（※54）などのハラスメントについても、人権教育・啓発の取組を通して防止に努めるとともに、京都府等関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を行います。

3 子ども

●現状と課題

1951年（昭和26年）の「児童憲章」（※55）や1994年（平成6年）に批准された「子どもの権利条約」（※56）においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待（保護者等による身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト）は増加傾向にあり、いじめ・体罰についても、依然として深刻な状況にあります。

また、情報化の進展に伴うSNSでのいじめなど、新たな形態で子どもが被害者や加害者になる事態も生じているとともに、インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノ・性被害など、子どもに関わる犯罪も増加、低年齢化しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

2013年（平成25年）6月には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が、2014年（平成26年）1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」が施行され、2024年（令和6年）にはその解消を強く打ち出すため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（こどもの貧困解消法）」と名称を改め、改正施行されました。

また、2024年（令和6年）6月には、「子ども・若者育成支援推進法」（※57）が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラー（※58）を国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象と位置づけました。

本町では、2025年（令和7年）3月に「こども基本法」（※59）に基づく「第3期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」（※60）を策定し、子どもの人権を守る取組を進めています。

子どもの人権尊重においては、子どもが権利の主体であることの普及啓発を図るとともに、子どもたちが抱える問題に対し、一人ひとりに応じた支援の手が適切に届くよう、子

どもたちがいつでも相談できる窓口があることを周知していくほか、関係機関との連携を強化し早期発見・早期解決に努めることが重要です。

●取組の方向

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立って、「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を身に付け実践できるための環境づくりを推進します。

また、家庭で子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、子どもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。

子どもへの虐待の未然防止や虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らせるための取組を推進します。

いじめや暴力行為については、未然防止に努め、早期発見・早期対応・再発防止に引き続き取り組みます。いじめについては、宇治田原町いじめ防止基本方針（※61）に基づき、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化するとともに、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携し、人権尊重の教育を通じて差別や偏見を許さない学校風土づくりのより一層の推進を図ります。

児童ポルノ問題については、その根絶と被害をなくすため、2014年（平成26年）に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（※62）に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

ヤングケアラー問題については、国・府等と連携しながら、早期発見・把握、相談支援等の支援策の推進、社会的認知度の向上に努めます。

4 高齢者

●現状と課題

我が国の高齢化は急速に進行しており、今後もさらに進行する見込みです。これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯や認知症等の介護を要する高齢者が増加しており、今後もさらに増加すると予測されています。そのため、高齢になっても、それぞれの経験や能力に応じた社会的な役割を担うことができるよう、社会参加の促進や雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めるとともに、住み慣れた地域や家庭において健康で生きがいを持って安心していきいきと暮らすことのできる社会の実現に向けて、一層の取組の推進が必要となっています。

また、介護保険施設（※63）や家庭で介護を受けている高齢者については、身体的及び精神的な虐待や身体拘束等により、高齢者の人権が侵害されるといった深刻な問題も発生しています。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによりいきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが求められています。

●取組の方向

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「宇治田原町高齢者介護・福祉計画」(※64)に基づき、保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保などの施策を積極的に推進します。

また、虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利擁護を図るとともに、高齢者虐待防止のための相談指導体制の充実に努めます。

さらに、意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢に関わりなく「社会の支え手」や「地域活動の担い手」として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保など、高齢者の社会参加を支援するとともに、子どもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいづくりの機会の充実に努めます。

また、高齢者が暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者の人権への理解を深めるための人権教育・啓発を推進します。

5 障がいのある人

●現状と課題

障がいの有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。特に、精神障害のある人や難病患者等は、障がいの特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

国では、2006年(平成18年)12月に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には、「障害者基本法」(※65)が改正され、障がいのある人に対する合理的配慮(※66)の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」〔2016年(平成28年)4月施行〕を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。

また、2012年(平成24年)には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」(※67)が、2013年(平成25年)には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(※68)が、2024年

（令和 6 年）4 月には「障害者差別解消法の改正法」が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、国では同法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が策定されています。

本町では、2024 年（令和 6 年）3 月に「宇治田原町第 3 期障がい者基本計画」(※69) を策定し、『だれもがその人らしく、安心して生活できる「共生のまち」宇治田原』を基本理念として、多様化するニーズに応じた相談支援体制や障がい福祉サービスの一層の充実、また、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の充実など、障がいのある人の自立生活と積極的な社会参加の促進に向けた取組を進めています。

また、障がいのある人に対する虐待（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）も発生していることから、引き続き虐待を受けた障がい者の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

●取組の方向

障がいのある人の「完全参加と平等」(※70) を実現するためには、「ノーマライゼーション」(※71) の理念に基づき、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備と障がいに対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

障がいに対する理解がより一層進み、障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしているよう、障がいの有無に関係なく、地域で共に生きる「共生」の理念を一層浸透させるため、家庭や地域、学校、職域等、あらゆる場において、すべての世代の住民がそれぞれの個性を互いに尊重し合い、障がいのある人に対する正しい理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向け、地域住民、行政、障がい者団体や関係機関等、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会を通じて、広報・啓発活動を推進します。

また、障がいのある人の基本的人権を守るため、権利擁護に努めるとともに、障がいのある人への虐待防止を推進します。

さらに、働く意欲のある障がいのある人の雇用・就労を促進するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、町内の障がい福祉事業所との連携による雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障がい特性に応じた支援や就業力強化の取組を推進します。

6 外国人

●現状と課題

宇治田原町の外国人の住民登録者数は、2025 年（令和 7 年）12 月末時点で 538 人と町人口の約 6 %を占めています。国籍別では、ベトナムが約半数を占め、中国、スリランカとアジア圏が多くを占めています。町内の企業で就業する外国人が多いことが要因であると考えられます。

また、外国につながりを持つ国籍や文化、習慣など、様々な背景のある子どもや保護者が増え、日本語教育や母語・母国文化教育の充実、外国語で受診可能な医療機関の整備など、共に暮らしていくための教育・生活支援がますます必要となっています。

しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上で様々な問題が生じています。

本町では、外国籍住民と地域住民との相互理解を深めるため、外国籍住民を対象として、日常生活に必要な日本語学習を支援する「宇治田原日本語教室」を開催するなど、多文化共生のまちづくりに向けた取組を推進しています。

また、近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチ（※72）の問題が生じています。2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されましたが、インターネット上でのヘイトスピーチは後を絶たず、人権侵害に発展する事案も発生しており、社会問題化しています。こうした行為は、広く住民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにもつながりかねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

●取組の方向

住民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの人生をより豊かにすることです。また、外国籍住民が住民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、地域の活性化や国際化の大きな力となります。

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、お互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域でのつながりを深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを推進します。

また、住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う人権意識や、外国籍住民の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、関係機関等と連携しながら、効果的な啓発に努めます。

また、外国籍住民等と共に暮らす地域づくりのための災害時支援体制の構築や生活支援、就・修学支援などの取組を推進します。

さらに、ヘイトスピーチは許されないとのメッセージ発信、住民の理解を深めるための人権教育・啓発・相談体制の整備に関する取組を推進します。

7 ハンセン病・エイズ・HIV感染症・難病患者等

●現状と課題

【ハンセン病】

ハンセン病（※73）の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向

上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年（平成13年）に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年（平成8年）に廃止された後も、2003年（平成15年）にハンセン病元患者の宿泊拒否問題（※74）が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。また、2009年（平成21年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」（※75）が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

2019年（令和元年）には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（※76）が施行され、ハンセン病患者のご家族も偏見や差別の中で、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことに国が責任をもって対応するとともに、国が対象となる元患者や家族の方々に補償金の支給を決定しました。

【エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染者】

新規エイズ患者・HIV（※77）感染者報告数は、減少傾向にあるものの、現在も年間1,000名程度で推移しており、20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関（WHO）（※78）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」（※79）と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府もこれに呼応して、12月を「京都府エイズ予防月間」として集中的に普及啓発に取り組んでいます。

また、エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置し、エイズ対策にかかわる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と連携した総合的な政策の展開に取り組んでいます。

【難病】

難病（※80）は、種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

障害者総合支援法〔2013年（平成25年）4月施行〕では、障がい者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が2015年（平成27年）1月に施行されました。難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

●取組の方向

【ハンセン病】

ハンセン病に関する正しい知識の普及と情報の提供を行うとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。

【エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染者】

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及に取り組みます。

偏見や差別の解消や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

【難病についての啓発の推進】

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組み、難病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

8 様々な人権問題

●現状と課題

【犯罪被害者等】

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調に加え、捜査や裁判の証人出廷等の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等、二次的な被害にも苦しめられます。特に、性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

本町では、2011年（平成23年）に宇治田原町犯罪被害者等支援条例（※81）を策定し、犯罪被害者等を支援する取組を進めていますが、支援制度のさらなる充実や住民への周知が必要です。

また、京都府や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者月間」（11月1日～12月1日まで）等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等について、住民理解の促進を図ります。

【ホームレス】

ホームレスに至る原因は様々であり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合って、自立の意思がありながらもホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

その多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、住民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう、住宅、就労、医療など、様々な支援が必要であり、2002年（平成14年）に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(※82)に基づき、関係団体が連携・協力しながらホームレスの自立支援に努める必要があります。

【性的マイノリティの人々】

性的マイノリティ（性的少数者）は、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識(※83)（こころの性）が一致しないため社会生活に支障が生じる性同一障害や、同性愛等の性的指向をもつ人など、性のあり方において、少数派である人の総称で、LGBTQ+とも呼ばれています。また、性的指向と性の自己認識の視点で性の多様性を表す言葉として SOGI という呼称も使われています。

性的マイノリティの人は、幼児期からいじめの対象となりやすく、また社会に出てからも就職などで不当な扱いを受けたりして、自らの性のあり方について違和感をもっている、家族や友人に言うことができず、社会的に孤立している人も見られるなど、性のあり方を理由とする偏見・差別などの様々な問題が発生しています。

2023年（令和5年）6月には「LGBT 理解増進法」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティ(※84)を理由とする差別はあってはならないとの認識のもと、人格を相互に尊重し合う共生社会の実現に向けて、国、地方公共団体の役割が定められています。

生活における様々な面で多様な性のあり方を受け入れ、どんな性的指向・性自認（性同一性）の人でも暮らしやすい社会を目指すために、引き続き理解を深める人権教育・人権啓発を促進することが必要です。

●取組の方向

多様な性に対する社会の理解は、いまだ十分とはいえず、社会生活の様々な場面で、差別や偏見、いじめやハラスメントを受けることがあることから、多様な性に対する住民の理解や認識を深め、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるため、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発を推進します。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや就労、住居の確保などの問題が存在し、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

そのため、刑を終えて出所した人たちが、地域社会に包摂され、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会に立ち戻ったときに受け入れる周囲の理解と協力が不可欠です。

刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰できるよう啓発の推進に努めます。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

今後も、住民の拉致問題への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(※85) (12月10日～16日)を中心に、京都府とも連携して、周知・啓発活動を推進します。

【アイヌの人々】

アイヌの人々については、理解が十分でないため、就職や結婚などにおいて差別や偏見が依然として存在しています。民族としての誇りや先住性に留意しつつ、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

【婚外子】

婚外子（嫡出でない子）(※86)については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

【識字問題】

京都府内には、部落差別（同和問題）をはじめ、在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字(※87)の問題があります。

識字問題を基本的人権に関わる問題と位置づけ、1990年（平成2年）の「国際識字年」や、2003年（平成15年）からの「国際識字の10年」を通して取組を推進してきており、国や京都府の動向も踏まえ、この問題の解決に向けた取組を推進します。

9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

【インターネット社会における人権の尊重】

●現状と課題

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNSなど、様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行や子どもの性被害など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わる様々な問題が発生しています。

また、近年、インターネット上のヘイトスピーチとその拡散、被差別部落（同和地区）に関する識別情報の摘示などの事案や、AI技術を用いた偽・誤情報が多様な分野で存在し、災害時等において広がるなど、新たな問題も発生しています。

2002年（平成14年）に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」（※88）では、インターネット上で人権侵害を受けた被害者がプロバイダ等（※89）に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続き等が必要となっていました。

このことを受けて、2025年（令和7年）4月には、大規模プラットフォーム事業者に対して、インターネット上の誹謗中傷への対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けた「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」（※90）が施行されました。この法律により、プロバイダは一定の条件で損害賠償責任を免れることができ、被害者は発信者を特定するための情報開示を請求できることとなりました。

インターネットを通じた差別やいじめ、人権侵害、プライバシー保護に関する問題の解決に向け、相談・支援体制の充実を図り、インターネットの利用におけるマナーやモラル等の啓発活動、関連法令の周知等を行うことが必要です。

そして、差別やいじめ、脅迫といった人を傷つける行為や著作権を侵害することは許されず、また、インターネット上に掲載した写真や動画、個人情報や誹謗中傷等は完全には削除できないことを書き込む前に気づくことができるよう、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための取組の一層の推進が必要です。

●取組の方向

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、住民に対して、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとICTリテラシー（※91）の向上を図り、住民が加害者にも被害者にもならないよう、引き続きフィルタリング（利用制限）サービス（※92）の利用啓発やSNS利用に関する注

意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。

さらに、警察や法務局、京都府等とより連携を強める中で、青少年とその保護者を対象として設置したネットトラブル相談や、被害者の対応にあたって、より効果的な助言等ができるよう取り組みます。

【感染症発生時における人権の尊重】

●現状と課題

新型コロナウイルス感染症の流行によって、憶測によるデマや誤った情報の拡散、感染者やその家族への誹謗中傷や心ない書き込み、休業要請等に従わない事業者等への行き過ぎた非難など、差別につながる行為が見受けられ、全国的に医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が拡散するなど社会問題となりました。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の患者等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、「国及び地方公共団体は、人権を尊重しなければならない」、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者などの人権が損なわれることがないようにしなければならない」と定められています。

●取組の方向

感染者等に対する誹謗中傷等は、人格や尊厳を不当に侵す許されない行為であり、憶測やデマに惑わされず、正確な情報に基づき冷静に行動することなど、偏見・差別防止に向けた教育・啓発を推進します。

また、被害に遭った人が、それぞれの状況に応じた必要な相談を受けられるよう、相談体制の充実に取り組むとともに、今後の新たな課題に対して、関係機関が連携・協力して必要な施策を実施していきます。

【個人情報の保護】

●現状と課題

インターネットの発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障がいとなるものですが、コンピュータウイルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。また、2003年（平成15年）に制定された「個人情報の保護に関する法律」(※93)により、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

●取組の方向

宇治田原町個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施にあたっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害に関わる極めて深刻な問題であり、住民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、住民や関係者への啓発を推進します。

また、身元調査等の目的で、戸籍謄本や住民票の写し等が本人の知らないところで不正に取得されることがないように、戸籍謄本等を第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、その交付の事実を通知する「事前登録型本人通知制度」(※94)の周知を図り、啓発を行う等、その防止に努めます。

【安心して働ける職場環境の推進】

●現状と課題

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要ですが、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、職場でのセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント、顧客等が著しい迷惑行為を行うカスタマーハラスメントなどが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業が存在が社会問題化しています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」(※95)では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

●取組の方向

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、様々な行政機関が連携して、住民意識の醸成を図るとともに、企業等に対する広報・啓発を推進します。

パワーハラスメント(※96)やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、カスタマーハラスメント(※97)など、ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、企業等に対する啓発を推進します。

【自殺対策の推進】

●現状と課題

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など、様々な社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいくことが必要です。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生の様々な場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、自殺対策の推進に努めることが必要です。

●取組の方向

悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、すべての住民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパー（※98）など、自殺の防止等に関する人材の確保、養成等を実施します。

京都府や関係団体等との連携のもとに、自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談、支援体制や自殺する危険性が高い人に対して適切な対処を行う体制の充実とともに、自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を実施します。

【災害時の配慮】

●現状と課題

風水害や地震による被害が多発している中、一般避難所のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、要配慮者を含め、すべての人が安心して過ごすことのできる避難所の確保が重要です。

地域で適時的確に避難を促す人材を養成するとともに、高齢者や障がいのある人などの災害時要配慮者（※99）を含めた避難の実効性を確保することが必要です。

また、災害時は、住民が誤った情報に惑わされることなく、正確な情報を入手することや、人権に配慮した行動をとれるよう啓発していくことが必要です。

●取組の方向

要配慮者を含むすべての住民が安心して過ごせるよう、避難計画（※100）の作成や避難所運営を図ります。

災害の未然防止、復旧、復興等の全過程において「人権の主流化」と男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

そして、人権侵害を発生させないよう情報を正しく理解し、人権に配慮した行動ができる教育・啓発を推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

本町においては、前章で掲げた部落差別（同和問題）など、様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために、これまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取組を推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、住民それぞれが主体的な取組の中から、すべての人々が権利の享有主体であるということを認識し、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にするのと同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、様々な機会や場を通じ、生涯にわたり発達段階に応じた各種コンテンツを活用し、人権について気づき、考え、行動することができるよう、「多様なきっかけづくり」を推進します。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど、創意工夫をこらして、地域の実情に即した取組を進めます。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど、多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点からとらえることなどにより、人権教育・啓発を推進します。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取組を推進します。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

（1）保育所

●現状と課題

保育所は、生涯にわたり豊かな人間性を育む基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針（※101）に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでいます。

保育所においては、家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児との関わりの中で人権を大切にする心を育むことが必要です。子ども・子育て支援新

制度（※102）により、保育現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

●取組の方向

他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど、人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、発達段階に応じて、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動を推進します。

すべての職員が、自ら高い人権意識を持ち実践することができるように、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識を深め、指導力の向上への取組を推進します。

（２）学校

●現状と課題

学校においては、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとともに、様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

しかしながら、社会状況の急激な変化に伴い、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化、複雑化しているため、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを行うなど、新たな人権問題への適切な対応が必要になっています。

また、児童生徒が依然として存在する部落差別（同和問題）など、様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく技能や態度の育成を図るとともに、学習したことが知的理解にとどまることなく、人権感覚が効果的に身に付くよう、指導方法の工夫や教職員の研修の推進を図ることが必要です。

●取組の方向

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領」（※103）や「京都府教育委員会の学校教育の重点」、「教育の重点」（※104）等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育んでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、京都府との連携のもとにあらゆる教育活動を通して、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権教育についての正しい理解や認識を培うために、小・中学校の義務教育9年間を見通した系統性のある指導に努めます。
- ② 人権学習は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むこと等を視点とし、一人ひとりを大切にしたい教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ③ 子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、人権に配慮した教育活動等に努める等、すべての子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ④ 教職員には、各校及び町内3小中学校合同の研修を継続的に実施し、いじめの兆候を見逃さない観察力と、初期段階から適切に関わる対応力のより一層の向上に努めます。

(3) 地域社会

●現状と課題

地域社会は、地域の人々が共に助け合いながらつながりを持つ場であり、様々な人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感を育む大切な場でもあります。

地域社会には、部落差別（同和問題）など、様々な人権問題が存在し、また、社会経済情勢の急激な変化により、新たな人権問題も顕在化してきています。そのような地域社会の中で、人権教育・啓発を効果的に推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供の充実や社会教育関係職員及び指導者の資質向上のための研修の充実を図るとともに、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

また、生涯の各時期に応じて、あらゆる場や機会を通じて充実した人権学習を進めるための学習教材の整備、青少年の社会性や豊かな人間性を育み、人権尊重の精神を培う機会として、学校・家庭・関係諸機関と連携・協働した多様な体験活動等の機会の充実を図ることも必要です。

●取組の方向

社会経済情勢の変化に伴う様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、各地域における取組の交流等を通じて、学習意欲を高めるような研修の内容・方法の工夫・改善を進めるなど、社会教育関係指導者の資質向上のための研修の充実を促進します。

生涯の各時期に応じて、社会教育関係団体等において人権学習を充実させるため、人権学習資料の作成・改訂を行うとともに、人権問題に関する「視聴覚ライブラリー」の充実に努め、広報・周知を行うことでさらなる利用を促進します。

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア（※105）活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4) 家庭

●現状と課題

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など、人間形成の基礎を育み、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、DV、高齢者や障がいのある人、ひきこもり状態にある人への支援の不足など、家庭の問題は多様化、複雑化しています。

しかし、身近な人から親が子育てを学ぶ機会が減少したことや、少子化、都市化による地域とのつながりの希薄化や核家族化が進む社会状況の中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失などが指摘されており、そのことが子どもの社会性や自主性を育てる上で、大きな妨げになっています。

また、子どもへの関わり方に悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐待につながるといった人権侵害に当たる事案も増加しています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を涵養するため、学習活動の支援やサポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取組等により、家庭教育を支援することが必要です。また、地域や学校等様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

●取組の方向

すべての教育の出発点でもある家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めるとともに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校など関係機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

(5) 企業・職場

●現状と課題

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、住民生活に深く関わるとともに、地域の雇用を確保する等、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが重要であり、その確立によって、大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図る取組が必要です。

特に、そこで働く勤労者が人権について学ぶためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、経営環境が厳しい中でも、雇用・労働条件（※106）や労働安全衛生（※107）などが低下することのないよう配慮することが重要であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。

●取組の方向

各企業においては、それぞれの立場での人権教育・啓発が実施されており、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援を促進します。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権尊重の取組をすることが、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を、企業・職場内に定着させるためにも、職場内で人権が尊重されるよう、公正な採用選考についての啓発を推進します。

また、採用時や職場内でのハラスメントなどの人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員(※108)の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、研修や自主的な取組に対し、情報提供などの支援を行います。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、町職員、教職員・社会教育関係職員、保健福祉関係者、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 町職員

●現状と課題

町職員に対しては、人権尊重の理念や部落差別(同和問題)など、様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

人権が尊重される社会の実現に向けて、町職員等には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、そのためには、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

●取組の方向

町職員等に対しては、地域における様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるよう、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を図ります。

さらに、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

また、人権尊重の視点に配慮した諸施策が実施できるよう、職員一人ひとりの担当業務についての自覚を促し、この計画の周知・徹底を図ります。

(2) 教職員・社会教育関係職員

●現状と課題

学校における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が、未来を担う子どもの人権を尊重するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。特に、体罰の根絶・いじめの未然防止や早期発見・早期対応・再発防止のために、教職員研修の徹底が必要です。

また、若手教職員が増加する中で、教職経験の多寡に関わらず、高い人権意識をもった教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが必要です。

一方、人権教育の担い手である社会教育関係職員は、地域社会における人権学習を積極的に推進していく役割を担っているため、地域社会において人権教育を積極的に推進できる指導者としての資質の向上に取り組むことが必要です。

社会経済情勢の急速な変化とともに、人権問題が多様化、複雑化する中で、教職員・社会教育関係職員がそれらに適切に対応できるように、研修を深めることが必要です。

●取組の方向

教職員については、各学校における日常的な研修を基本とするとともに、体罰の根絶・いじめの未然防止や早期発見・早期対応・再発防止のため、「宇治田原町いじめ防止基本方針」等に基づき、研修の充実に努めます。

教職員自らが豊かな人権感覚を持ち実践すること、部落差別（同和問題）など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。また、併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実に努めます。

さらに、社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者として資質の向上を目指す研修の一層の充実に努めます。

(3) 保健福祉関係者

●現状と課題

住民にとっても身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人等と接する機会の多い保育士、民生委員・児童委員（※109）、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対しては、人権意識の高揚に向けた研修等が実施されています。

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に

配慮した対応が求められており、引き続き人権教育に取り組んでいく必要があります。

●取組の方向

社会福祉施設等での高齢者や障がいのある人への虐待事案も踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実を図るとともに、関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実を支援します。保健福祉関係者を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修の充実について指導・要請していきます。

(4) メディア関係者等

●現状と課題

メディアは住民生活と密接に関わることから、住民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持つ存在です。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者や発信者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道・情報発信等された場合には、人権や権利の侵害は非常に大きなものとなるため、報道や取材活動・情報発信等に当たっては、常に人権に配慮することが必要です。

●取組の方向

住民に対して、人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報発信等が行われるよう促します。

3 効果的な手法による人権教育・啓発の推進

(1) 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、住民の身近なところで、様々な人権問題についての正しい理解や認識を深め、人権教育・啓発を推進できる指導者が必要です。

このため、今後とも、指導者を養成する研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、住民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

(2) 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえて、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料等の開発・作成を推進します。

学習教材・啓発資料等の開発・作成にあたっては、国・府や大学等における専門的な研究や国際社会における成果を活用するほか、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまで育まれて

きた伝統や文化等を踏まえながら自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例を効果的に取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫に努めます。

また、国や京都府等が作成している啓発冊子、ポスター等の各種資料を有効に活用し、より効果的に人権教育・啓発に努めます。

(3) つながり支え合うための効果的なしくみづくり

人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、様々な立場の人を対象とするものであるため、対象者の理解の程度に応じて、生涯学習の視点に立って、継続的に実施していくことが必要です。

人権教育については、発達の段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域等社会のすべての領域において、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら推進します。

人権啓発については、対象となる住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、広報紙やインターネット等の様々なメディアを活用します。

また、憲法週間（※110）（5月1～7日）、人権強調月間（※111）（8月）及び人権週間（※112）（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取組を行うほか、人権啓発イメージソングの活用や各種イベント等により、人権尊重に関する社会的気運の醸成を図ります。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば、各種コンクールやワークショップ、各種の体験研修など）を積極的に取り入れながら、住民が身近な問題として、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

(4) 人権に関する相談体制の充実

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体等との連携が不可欠です。

本町においては、京都府が推進している「京都人権啓発推進会議」（※113）や、近隣市町村・各人権擁護委員協議会、京都地方法務局で構成する「京都・山城人権啓発活動地域ネットワーク協議会」、山城管内15市町村及び趣旨に賛同する企業や団体で構成する「山城人権ネットワーク推進協議会」などと連携・協力し、様々な啓発活動を展開しています。

さらに、NPO（※114）等による住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであるため、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に取り組むとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

1 用語解説

(※1)	世界人権宣言	1948年（昭和23年）12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。
(※2)	国際人権規約	①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（自由権規約）、②市民的及び政治的権利に関する国際規約（社会権規約）、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に批准している。
(※3)	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意思表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年（平成6年）4月に批准している。
(※4)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）	1979年（昭和54年）12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められています。我が国は、1985年（昭和60年）6月に批准しています。
(※5)	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	1965年（昭和40年）12月に国際総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際的社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年（平成7年）12月に批准している。
(※6)	国連人権高等弁務官	1994年（平成6年）創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。
(※7)	「人権の主流化」 （※101）	人権問題を単なる独立した課題として扱うのではなく、平和・安全保障、開発、人道支援、防災などすべての活動に人権尊重の視点を組み込み、中心的な方針とすること。

(※8)	国連人権理事会	人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。国連として人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として、2006年（平成18年）に、従来の人権委員会に替えて新たに設置された。
(※9)	人権教育のための国連10年	1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。これを受けて、国においては、1995年（平成7年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定。
(※10)	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された条約。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014年（平成26年）1月に批准している。
(※11)	人権教育のための世界計画	2004年（平成16年）の第59回国連総会で決議。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ（段階）ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。
(※12)	メディア	新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など情報を人々に伝える機関や事業、システム。近年ではインターネット、Webサイトなども含む。
(※13)	持続可能な開発目標（SDGs）	2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年（令和12年）までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない」ことを誓うもの。
(※14)	国際婦人年	女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年（昭和50年）。

(※15)	国際児童年	児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年。 1979年（昭和54年）。
(※16)	国際障害者年	障がい者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年（昭和56年）。
(※17)	国際識字年	非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年。 1990年（平成2年）。「2000年（平成12年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。
(※18)	人権教育のための国連10年推進本部	「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、1995年（平成7年）12月15日、内閣に内閣総理大臣を本部長として設置されました。
(※19)	人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）	1997年（平成9年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年（平成11年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。
(※20)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）	人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。
(※21)	人権教育・啓発に関する基本計画	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。
(※22)	いじめ防止対策推進法	2011年（平成23年）に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年（平成25年）9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。
(※23)	子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）	子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

(※24)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。
(※25)	ヘイトスピーチ解消法	ヘイトスピーチの解消に向けた取組みを推進するため、基本理念及び国と 地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定する法律。
(※26)	部落差別解消推進法	部落問題の解消に向けた取組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定する法律。
(※27)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT理解増進法)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの 多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及び ジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。
(※28)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (女性支援新法)	女性が日常生活や社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定める法律。困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することにより、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を図る。2024 年（令和6年）施行。
(※29)	人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）	「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」は、2002年（平成14年）の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「第一次基本計画」といいます。）策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、2025年（令和7年）に策定されました。

(※36)	SNS	Social Networking Serviceの略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。
(※37)	共生社会	すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。
(※38)	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍・老若男女・能力等の差異、障がいの有無などを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）などをいいます。
(※39)	同和対策審議会答申	内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。
(※40)	同和対策事業特別措置法	1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。
(※41)	特別法による対策事業	1969～78年度（昭和44～53年度）同和対策事業特別措置法 1979～81年度（昭和54～56年度）同法一部改正延長 1982～86年度（昭和57～61年度）地域改善対策特別措置法 1987～91年度（昭和62～平成3年度）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 1992～96年度（平成4～8年度）同法一部改正延長 1997～2001年度（平成9～13年度）同法一部改正延長 2002年（平成14年）国策としての同和対策事業終了
(※42)	府民調査	京都府が2011年（平成23年）、2014年（平成26年）、2020年（令和2年）、2024年（令和6年）に実施した、「京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民調査。
(※43)	戸籍謄本等不正取得事件	京都府では2003年（平成15年）に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005年（平成17年）以降、全国的に司法書士、行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

(※44)	土地調査問題	2007年（平成19年）に大阪府において、マンション開発に伴う「土地調査」で、差別につながる調査、報告（同和地区等を「不人気地域」と表現する等）が行われていたことが判明。こうした調査は、京阪神を中心に長く続けられていたことがわかっている。
(※45)	地域改善対策協議会	1982年（昭和57年）3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申としては、1984年（昭和59年）6月、「今後における啓発活動について」、1986年（昭和61年）12月「今後における地域改善対策について」、1991年（平成3年）12月「今後の地域改善対策について」、1996年（平成8年）5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出されている。
(※46)	男女共同参画社会基本法	1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。
(※47)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるために、以下の3点を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図り、2016年（平成28年）4月に施行されました。 ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮がおこなわれること ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと この法律により、2016年（平成28年）4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられました。

(※48)	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	ストーカー行為を処罰するなど、ストーカー行為等について必要な規制をおこなうとともに、その被害者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的として、2000年（平成12年）11月24日に施行されました。ストーカー行為とは、つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること）を反復してすることと定義されています。
(※49)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とし、2001年（平成13年）10月13日施行されました。
(※50)	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
(※51)	第2次宇治田原町男女共同参画計画	国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」、京都府の「男女共同参画推進条例」や「KYOあけぼのプラン（男女共同参画計画）」の趣旨を踏まえ、宇治田原町の男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な施策推進の指針となる計画。
(※52)	ドメスティック・バイオレンス（DV）	京都府男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）と定義している。
(※53)	セクシュアル・ハラスメント	京都府男女共同参画推進条例では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。
(※54)	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを受けること。

(※55)	児童憲章	1951年（昭和26年）5月5日にわが国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という3つの原則を謳っている。
(※56)	子どもの権利条約	1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意思表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年（平成6年）4月に批准している。
(※57)	子ども・若者育成支援推進法	2024年（令和6年）6月施行。すべての子どもや若者が健やかに成長し、社会で自立・活躍できるよう、家庭・学校・地域・国が一体となって支援を行うための基本法であり、2024年（令和6年）の改正で「ヤングケアラー支援法」とも呼ばれ、家族の介護や世話を過度に行う若者を支援対象に明記した。
(※58)	ヤングケアラー	本来大人が担う家事や家族の介護、幼い兄弟の世話などを日常的に行い、自身の勉強・休息・友人との時間が制限されている18歳未満の子どもや若者のこと。
(※59)	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022年（令和4年）6月に成立し、2023年（令和5年）4月に施行された。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。
(※60)	第3期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定。子ども・子育て支援の質的・量的な充実とともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援できる環境を整備することを目的とする計画。
(※61)	宇治田原町いじめ防止基本方針	児童生徒一人ひとりの尊厳と人権の尊重を目的に、学校・家庭・地域社会その他の関係者が連携のもと、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、2014年（平成26年）に策定された方針。

(※62)	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童の権利擁護を目的として、児童買春及び児童ポルノに係る行為等を処罰し、その被害児童の保護措置等を定めた法律（平成11年法律第52号）。2014年（平成26年）の改正により、児童ポルノの単純所持を禁止し、自己の性的好奇心を満たす目的による所持等に罰則を設ける等、諸般の規定整備がなされた。
(※63)	介護保険施設	介護保険サービスで利用できる施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
(※64)	宇治田原町高齢者介護・福祉計画	団塊ジュニア世代が65歳に到達し、高齢者人口がピークを迎える2040年（令和22年）を見据えた地域包括ケアシステムを構築するため、老人福祉法の規定に基づく「高齢者福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。
(※65)	障害者基本法	障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。
(※66)	合理的配慮	障害者差別解消法では、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされている。2025年（令和7年）6月施行の法改正により、行政機関に加えて、事業者も義務化された。
(※67)	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	2012年（平成24年）10月施行。障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を擁護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。
(※68)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	2012年（平成24年）に、参議院本会議にて可決し成立した。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法や児童福祉法などのほか、障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的におこない、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、2013年（平成25年）4月に施行されました。

(※69)	宇治田原町第3期障がい者基本計画	障害者基本法に基づく市町村障害者計画で、宇治田原町における障がい福祉施策の基本的な方向性を示す計画。
(※70)	完全参加と平等	ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標をテーマとして設定された考え方。障がい者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。
(※71)	ノーマライゼーション	デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉のための重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
(※72)	ヘイトスピーチ	人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明される。 ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条例第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014年（平成26年）には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から日本に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出されているが、条例・法律上の定義が確立されていないことから、国会等において議論が行われている。
(※73)	ハンセン病	1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。 かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するため、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。
(※74)	ハンセン病元患者の宿泊拒否問題	2003年（平成15年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

(※75)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）	2009年（平成21年）4月施行。国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題に対し、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定められました。
(※76)	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定められました。
(※77)	H I V	ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。H I Vは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。
(※78)	世界保健機関（WHO）	世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。
(※79)	世界エイズデー	1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別、偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発的活動等の実施を提唱し、12月1日を「世界エイズデー」として設定されました。
(※80)	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。
(※81)	宇治田原町犯罪被害者等支援条例	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とした地方自治体の条例。犯罪被害者等基本法に基づき、地方自治体及び住民等の責務を明らかにするとともに、総合的対応窓口の設置、見舞金の支給等経済的支援、住民等への理解促進に向けた広報啓発の実施など犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めている。

(※82)	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とし、2002年（平成14年）に制定されました。
(※83)	性の自己意識	人間は、自分の性は何であるかを認識しており、多くの場合は確信している。その確認のことを「性の自己意識」や「性自認」という。
(※84)	ジェンダーアイデンティティ	自分自身がどの性別であるか、あるいは性別がないと認識するかという、内面的な感覚や自己認識を指す。
(※85)	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	国民の間に広く北朝鮮当局による拉致問題などの人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律により毎年12月10日から16日までの1週間と定められた期間。
(※86)	婚外子（嫡出でない子）	法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子のこと。反対に、法律婚から生まれた子を「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。
(※87)	識字	文字（書記言語）を読み書きし、理解できること。
(※88)	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）	インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。
(※89)	プロバイダ等	プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ（ISP：Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置するWebサイトの運営者なども規制対象とされている。

(※90)	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）	特定電気通信による情報の流通（SNS、掲示板の書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者、プロバイダ、サーバの管理・運営者等の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プラットフォーム事業者等に対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者（大規模プラットフォーム事業者）の義務を定めた法律。
(※91)	I C T リテラシー	情報通信技術（ICT）を活用して、情報を適切に収集・処理・発信し、課題を解決したり、コミュニケーションをとったりする能力のことで、単にツールを操作するだけでなく、安全性や倫理観を持ってデジタル社会で行動できる力も含まれる。
(※92)	フィルタリング（利用制限）サービス	インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービス。
(※93)	個人情報の保護に関する法律	個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等について、これらの特性に応じて遵守すべき義務等を定め、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律。2003年（平成15年）に制定、2005年（平成17年）に完全施行され、これまでに3度の大きな改正が行われました〔2026年（令和8年）1月現在〕。これにより、事業者及び行政機関等は、個人情報について、利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知または公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられました。

(※94)	事前登録型本人通知制度	住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度。この制度を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的としている。本町では2014年（平成26年）6月導入。府内市町村において実施されている。
(※95)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、2007年（平成19年）12月に策定。
(※96)	パワーハラスメント	職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせのことで、和製英語。略称はパワハラ。厚生省は、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、職場環境を悪化させる行為」と定義しています。
(※97)	カスタマーハラスメント	顧客等からのクレーム・言動のうち、そのクレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、それを実現するための手段や態様が社会通念上不相当なものであって、それにより労働者の就業環境が害される言葉で、和製英語。略称はカスハラ。
(※98)	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る人のことで、いわば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。
(※99)	災害時要配慮者	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など、災害時に自力での避難や情報収集、避難生活が困難なため、特に支援が必要とされる人々を指す。
(※100)	避難計画	災害時に安全に避難するための具体的な手順や内容を事前に決めておく計画で、特に高齢者や障がい者など自力避難が困難な人（災害時要配慮者）向けに「誰が、どこへ、どのように避難するか」などを定めるもの。
(※101)	保育所保育指針	厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するに当たって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

(※102)	子ども・子育て支援新制度	2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度（2015年（平成27年）4月施行）。
(※103)	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める。教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。
(※104)	教育の重点	宇治田原町教育委員会がその年度の学校教育、社会教育を進めていく方向と今日的課題に基づく取組の努力点を示し、核学校及び社会教育関係機関等における教育活動の指針とするもの。
(※105)	ボランティア	自らの意思で行う、見返りを期待しない「社会的貢献」。
(※106)	雇用・労働条件	勤労者がその能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。
(※107)	労働安全衛生	労働安全衛生とは、職場における災害や事故の現象及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
(※108)	企業内人権啓発推進員	企業内の人権啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定・推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員数30人以上の事業所等に設置勧奨している。
(※109)	民生委員・児童委員	厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。
(※110)	憲法週間	日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。
(※111)	人権強調月間	京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

(※112)	人権週間	1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。
(※113)	京都人権啓発推進会議	同和問題などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の12団体により1984年（昭和59年）に設立。
(※114)	N P O	非営利団体（Non Profit Organization）のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（N P O法）が1998年（平成10年）12月に施行された。

2 宇治田原町人権教育・啓発推進計画（第3次）に関する意識調査結果 （概要）

I 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、新たに「宇治田原町人権教育・啓発推進計画（第3次）」を策定するにあたり、住民の人権問題に関する意識や人権教育・啓発施策についての意見などを把握することを目的として実施しました。

2. 調査の対象と実施方法等

- ・調査対象：町内在住の18歳以上の男女500人（無作為抽出）
- ・調査方法：調査票の配布…郵送
調査票の回収等…郵送による回収またはインターネットによる回答
- ・調査期間：令和7年8月22日（金）～令和7年9月30日（火）

3. 配布及び回収状況

配布数	回答数	回答率
500 件	262 件	52.4%

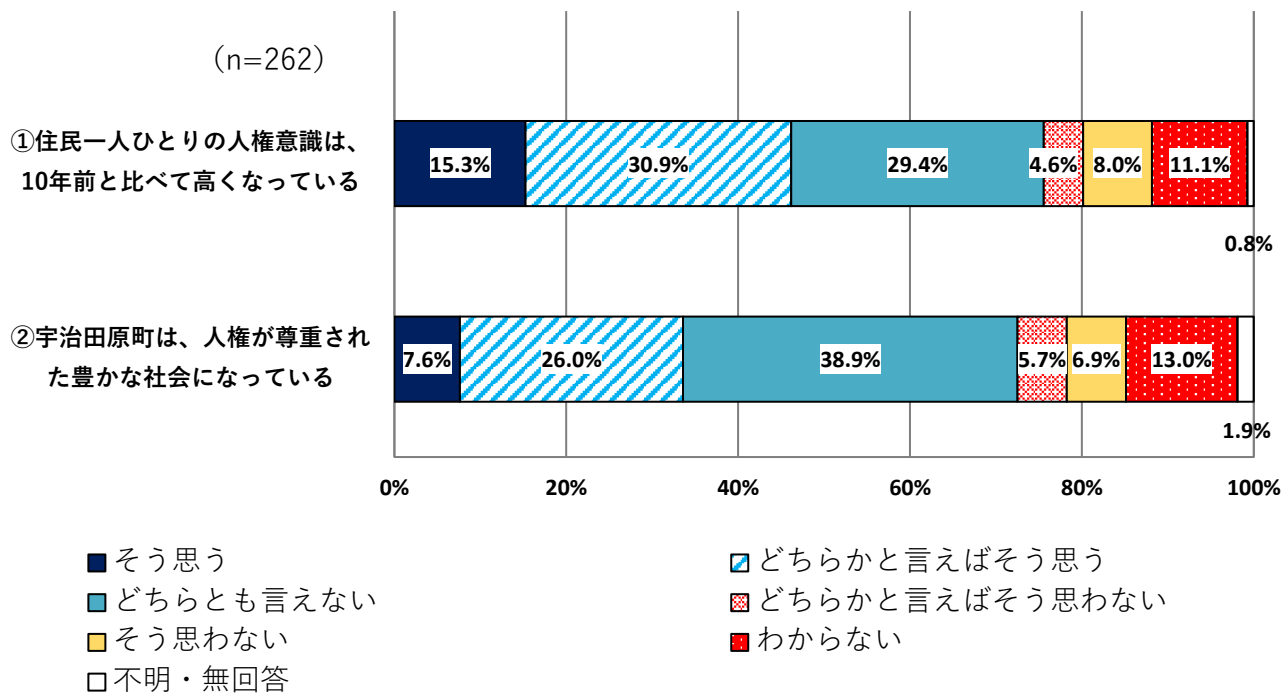
Ⅱ 調査結果

1 人権に関する考え方や認識について

●人権尊重の感じ方

問1 人権を取り巻く社会の状況について、あなたはどのように思いますか。1・2の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

※(n=262)は各設問の回答者数(以降も同様)

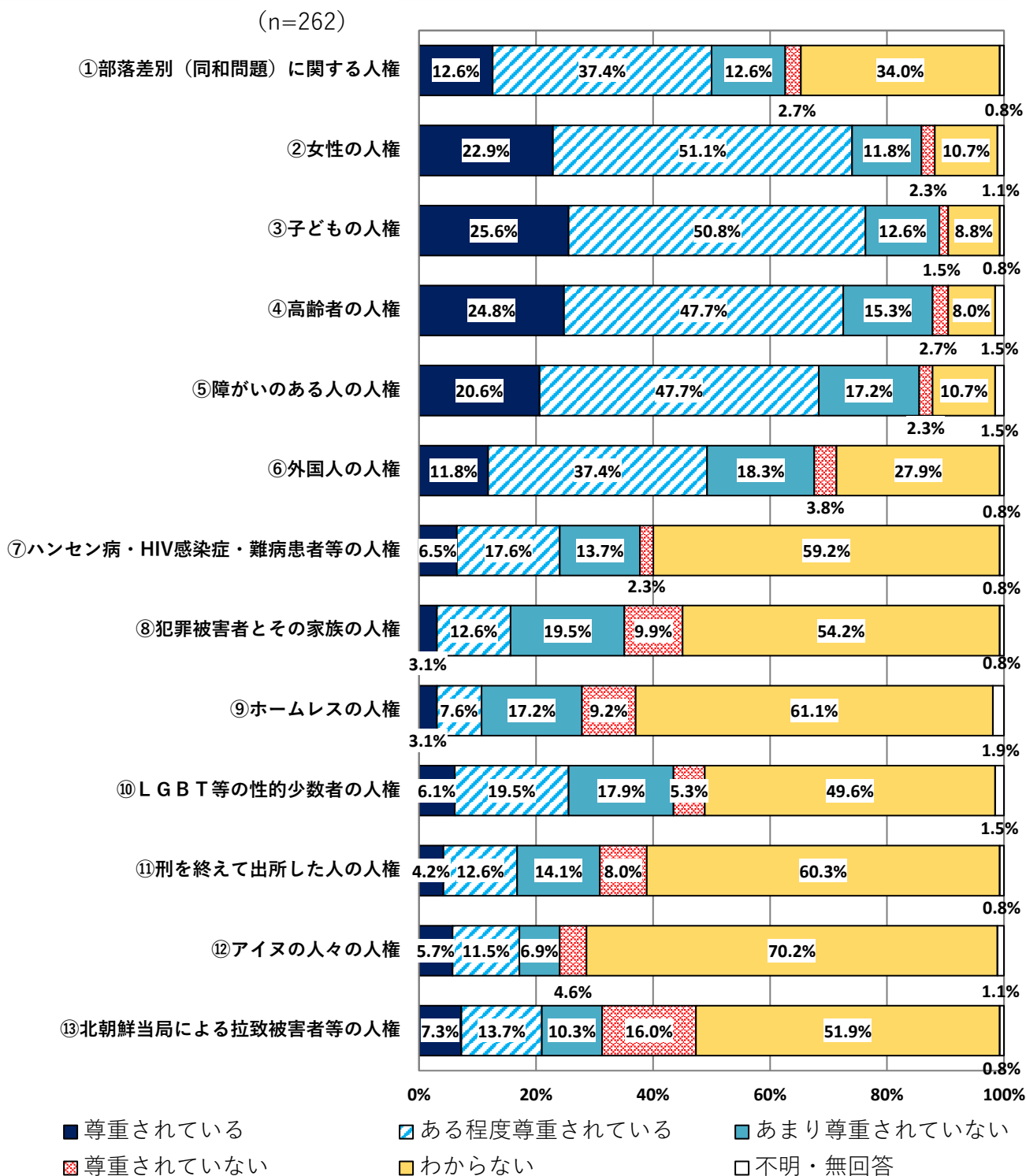


- 人権を取り巻く社会の状況を10年前と比べると、『①住民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっている』については、「どちらかと言えばそう思う」が**30.9%**と最も高く、次いで「どちらとも言えない」が**29.4%**と続いています。

『②宇治田原町は、人権が尊重された豊かな社会になっている』については、「どちらとも言えない」が**38.9%**と最も高く、次いで「どちらかと言えばそう思う」が**26.0%**と続いています。

●人権課題に関する尊重度

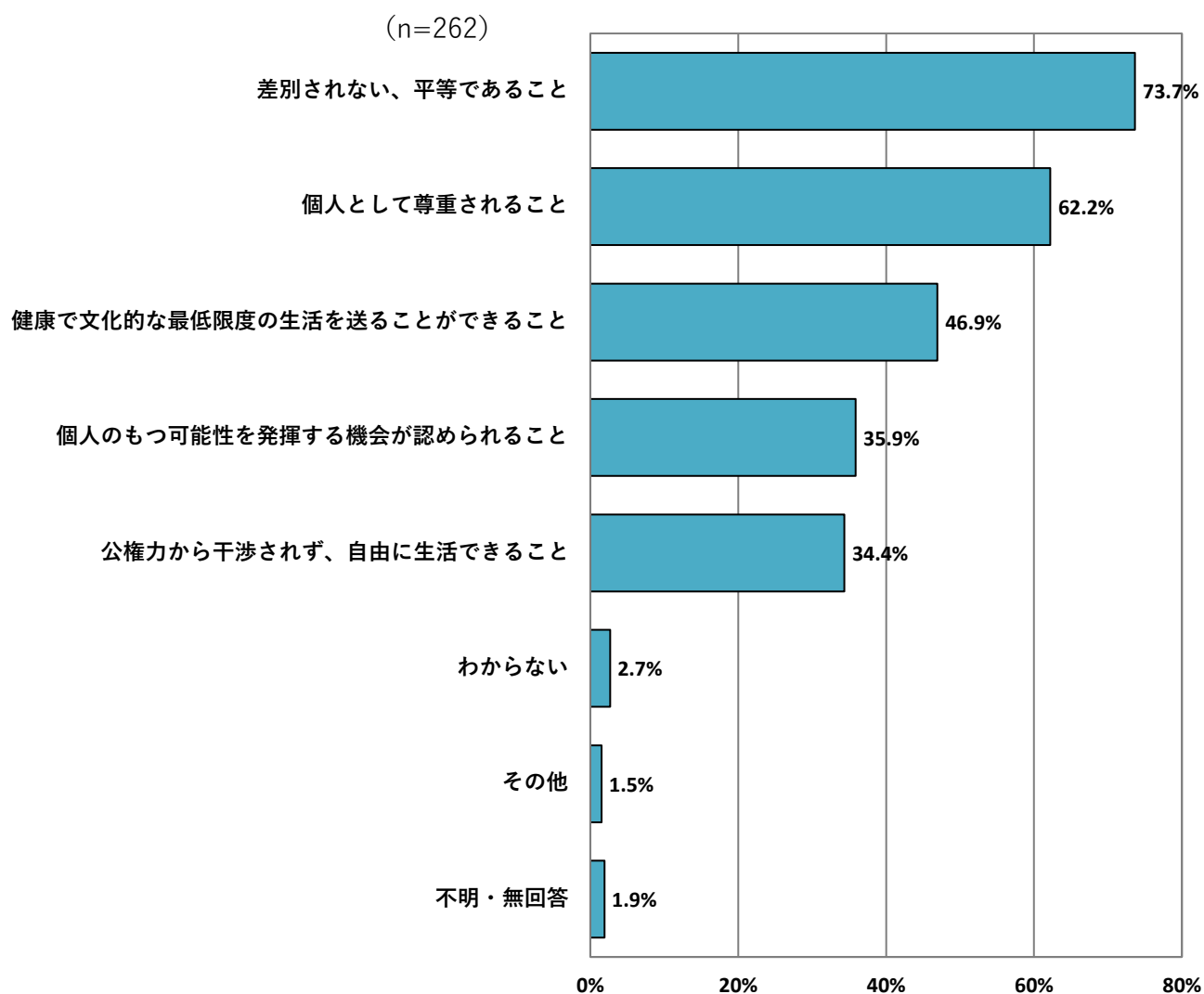
問2 あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか。1～13の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)



● 人権に関する尊重度において、「尊重されている」と「ある程度尊重されている」を合わせた割合は『子どもの人権』が **76.4%**と最も高く、次いで『女性の人権』が **74.0%**、『高齢者の人権』が **72.5%**と続いています。また、『ホームレスの人権』は **10.7%**と最も低くなっています。

●人権尊重に関する考え方

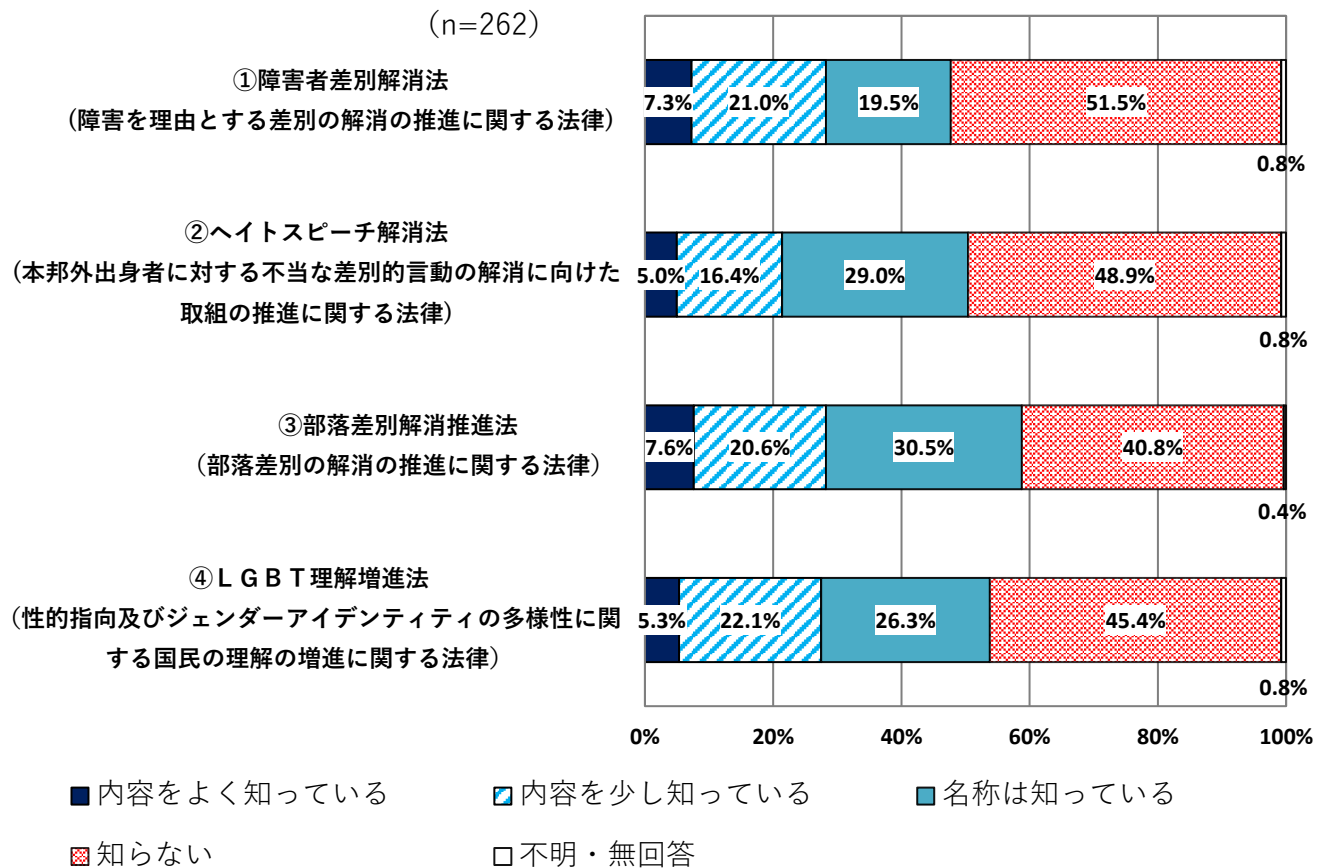
問3 あなたは「人権が尊重されている」とはどういうことだと思いますか。
(○はいくつでも)



- 人権尊重に関する考え方については、『差別されない、平等であること』が **73.7%**と最も高く、次いで『個人として尊重されること』が **62.2%**、『健康で文化的な最低限度の生活を送ることができること』が **46.9%**と続いています。

●人権に関する法律の認知度等

問4 あなたは、次のような人権に関する法律を知っていますか。1～4の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)



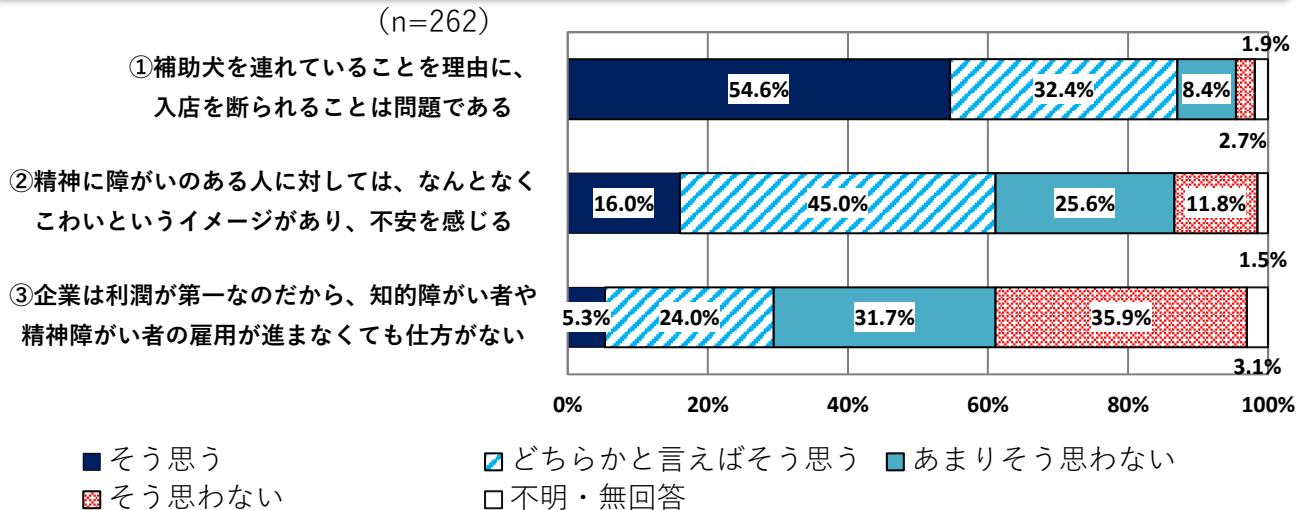
● 人権に関する法律の認知度等において、「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」と「名称は知っている」を合わせた割合は『部落差別解消推進法』が**58.7%**と最も高く、次いで『LGBT理解増進法』が**53.7%**と続いています。

一方、「知らない」の割合は『障害者差別解消法』が**51.5%**と最も高く、次いで『ヘイトスピーチ解消法』が**48.9%**と続いています。

2 それぞれの人権問題について

●障がいのある人の人権に関する考え

問5 障がいのある人の人権に関して次のような意見があります。1～3の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)



- 障がいのある人の人権に関する考えにおいて、『①補助犬を連れていくことを理由に、入店を断られることは問題である』について「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた肯定の割合は **87.0%**で、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた否定の割合は **11.1%**となっています。『②精神に障がいのある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる』について「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた肯定の割合は **61.0%**で、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた否定の割合は **37.4%**となっています。『③企業は利潤が第一なのだから、知的障がい者や精神障がい者の雇用が進まなくても仕方がない』について「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた肯定の割合は **29.3%**で、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた否定の割合は **67.6%**となっています。

●ヘイトスピーチに対する認知度

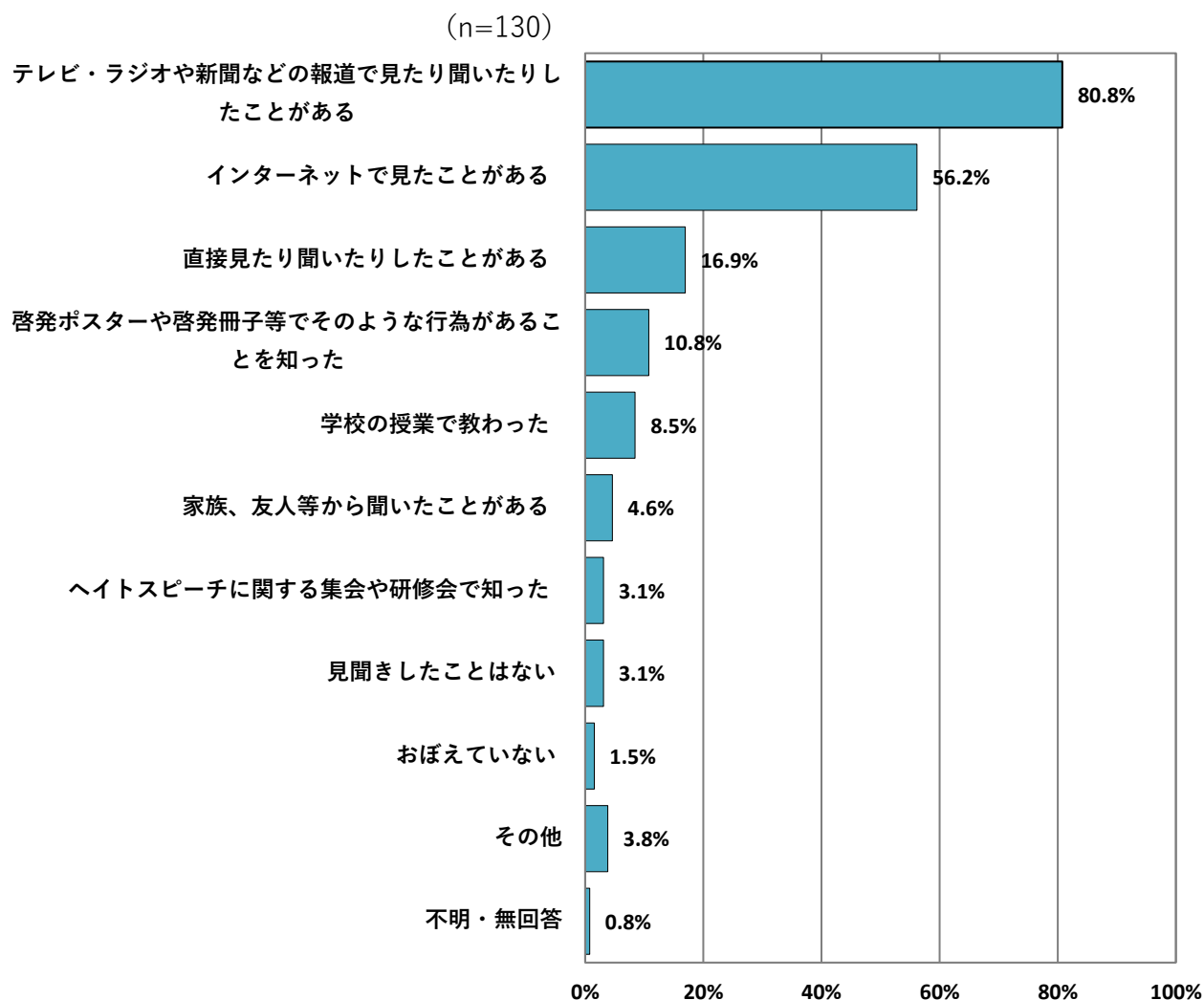
問6 あなたは、デモ、集会、街宣活動等やインターネット上で行われている、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の存在を知っていますか。(○は1つ)



- ヘイトスピーチに対する認知度については、「知っているが」が **49.6%**、「知らない」が **28.2%**となっています。

●ヘイトスピーチを見聞きした体験

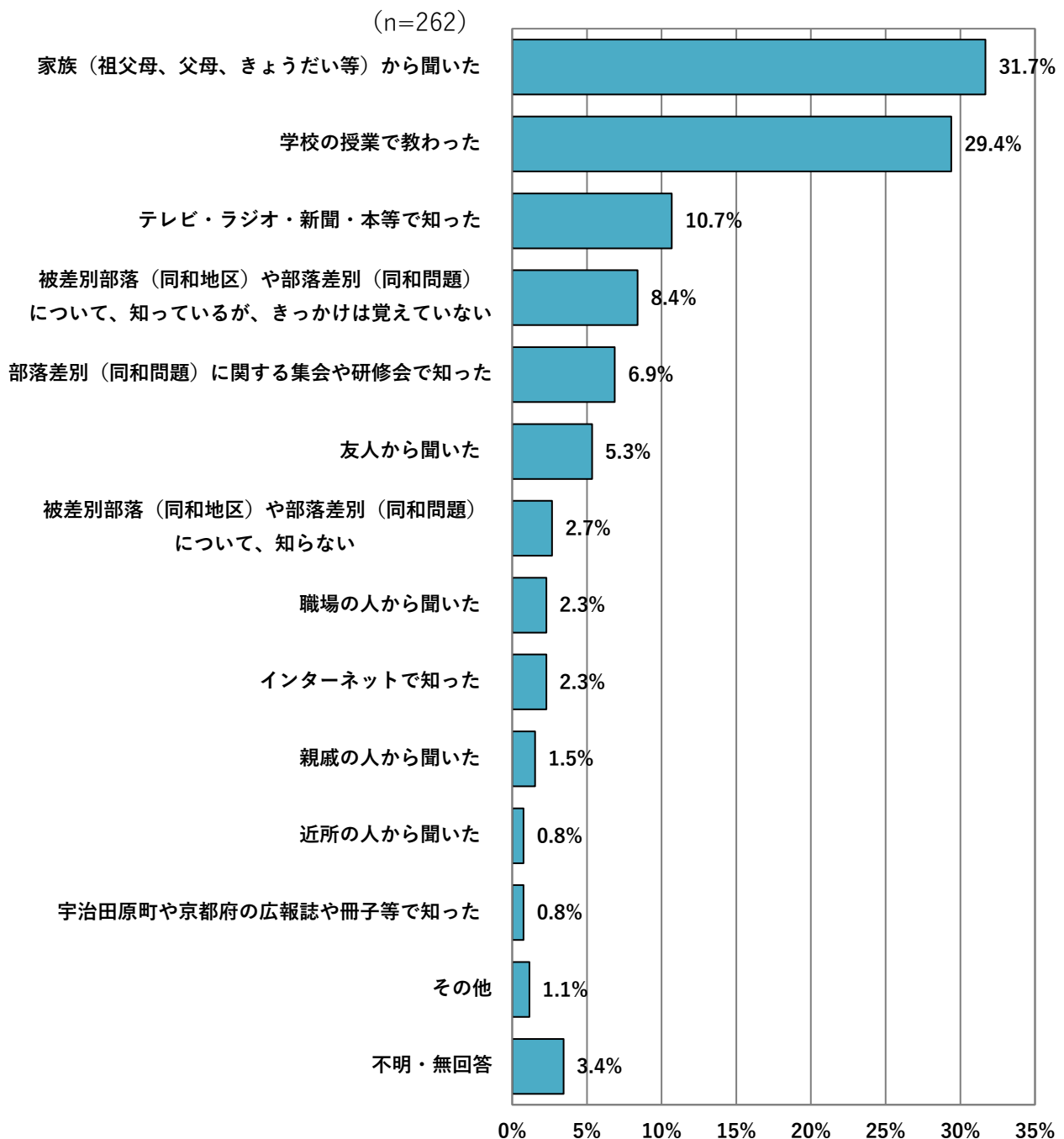
問7 問6で「1. 知っている」と回答した方にお聞きします。あなたは、そのようなヘイトスピーチの存在をどこで見聞きしたことがありますか。(〇はいくつでも)



- ヘイトスピーチを見聞きした体験については、『テレビ・ラジオや新聞などの報道で見たり聞いたりしたことがある』が **80.8%**と最も高く、次いで『インターネットで見たことがある』が **56.2%**、『直接見たり聞いたりしたことがある』が **16.9%**と続いています。

●被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）を知ったきっかけ

問8 あなたが、被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について初めて知ったきっかけは、何からですか。（○は1つ）

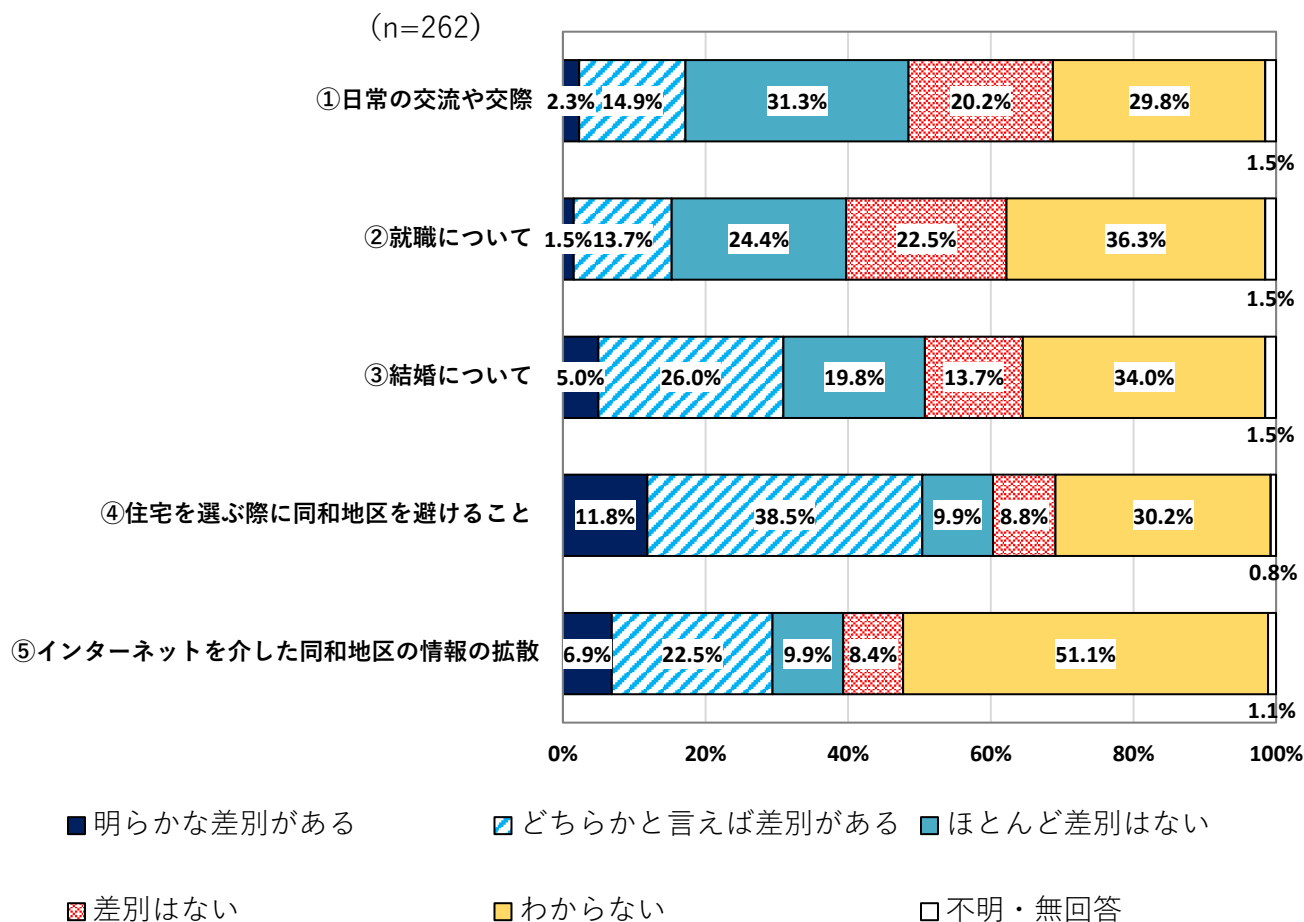


※設問文では、「○は1つ」としていますが、複数選択した回答者が多かったため、複数回答設問として集計しています。

- 被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）を知ったきっかけについては、『家族（祖父母、父母、きょうだい等）から聞いた』が **31.7%**と最も高く、次いで『学校の授業で教わった』が **29.4%**、『テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った』が **10.7%**と続いています。

●部落差別（同和問題）に対する認識

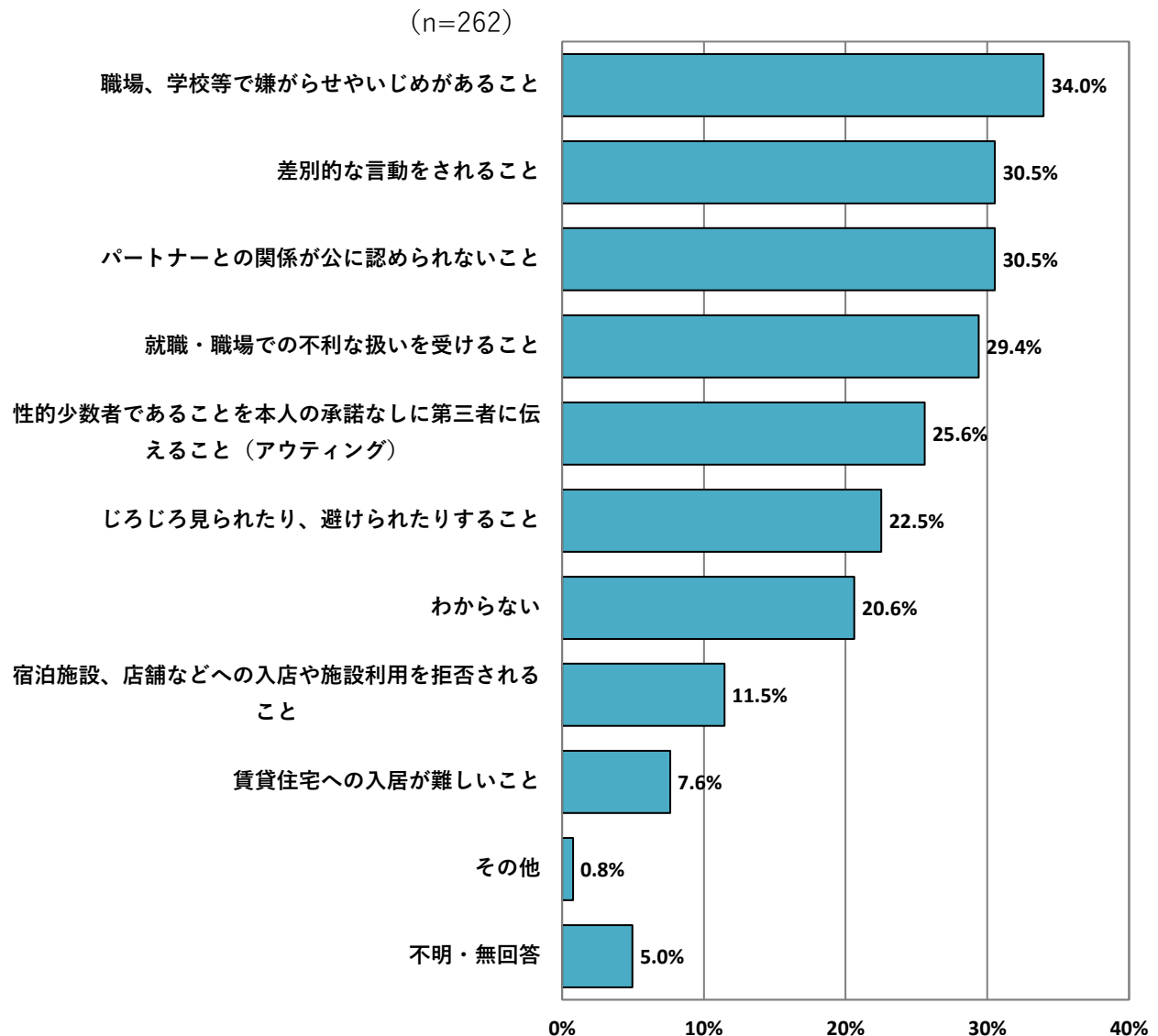
問 9 あなたは、被差別部落（同和地区）の人びとについて、現在、次の差別があると思いますか。1～5の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。（○はそれぞれ1つずつ）



- 被差別部落（同和地区）の人々への差別に対する認識については、「明らかな差別がある」と「どちらかと言えば差別がある」を合わせた割合は『住宅を選ぶ際に同和地区を避けること』が**50.3%**と最も高く、次いで『結婚について』が**31.0%**、『インターネットを介した同和地区の情報の拡散』が**29.4%**と続いています。

● L G B T等の性的少数者の人権問題

問 10 あなたは、L G B T等の人権について、どのようなことが問題だと思いますか。(○は特に問題と思われる番号を3つ以内)

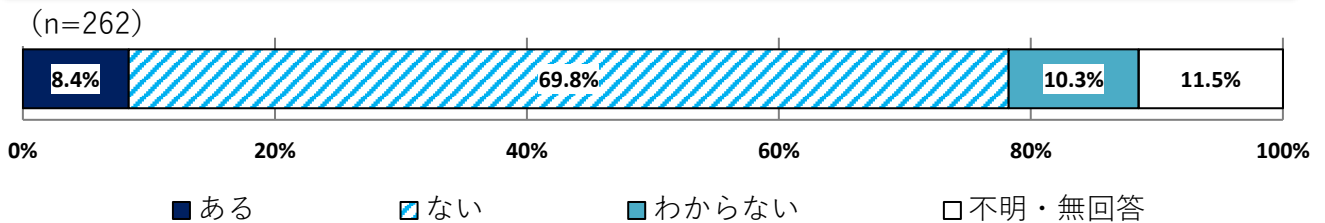


- L G B T等の性的少数者の人権問題については、『職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること』が **34.0%**と最も高く、次いで『差別的な言動をされること』と『パートナーとの関係が公に認められないこと』がそれぞれ **30.5%**、『就職・職場での不利な扱いを受けること』が **29.4%**と続いています。

3 人権侵害について

●人権侵害された経験の有無

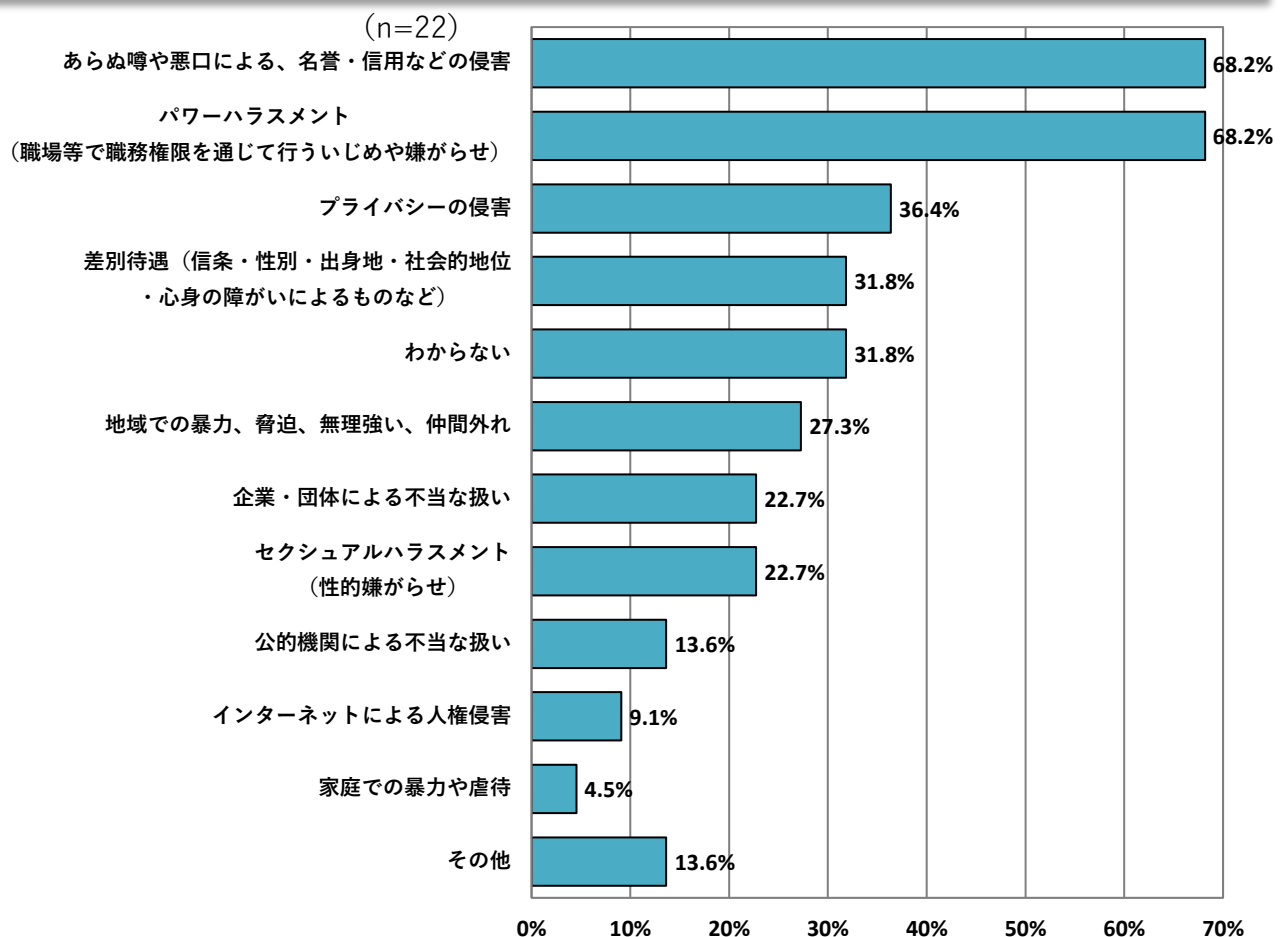
問 11 あなたは、過去 5 年間に自分の人権を侵害されたと感じたことがありますか。
(○は 1 つ)



● 人権侵害された経験の有無については、「ある」が 8.4%、「ない」が 69.8%となっています。

●人権侵害の経験の内容

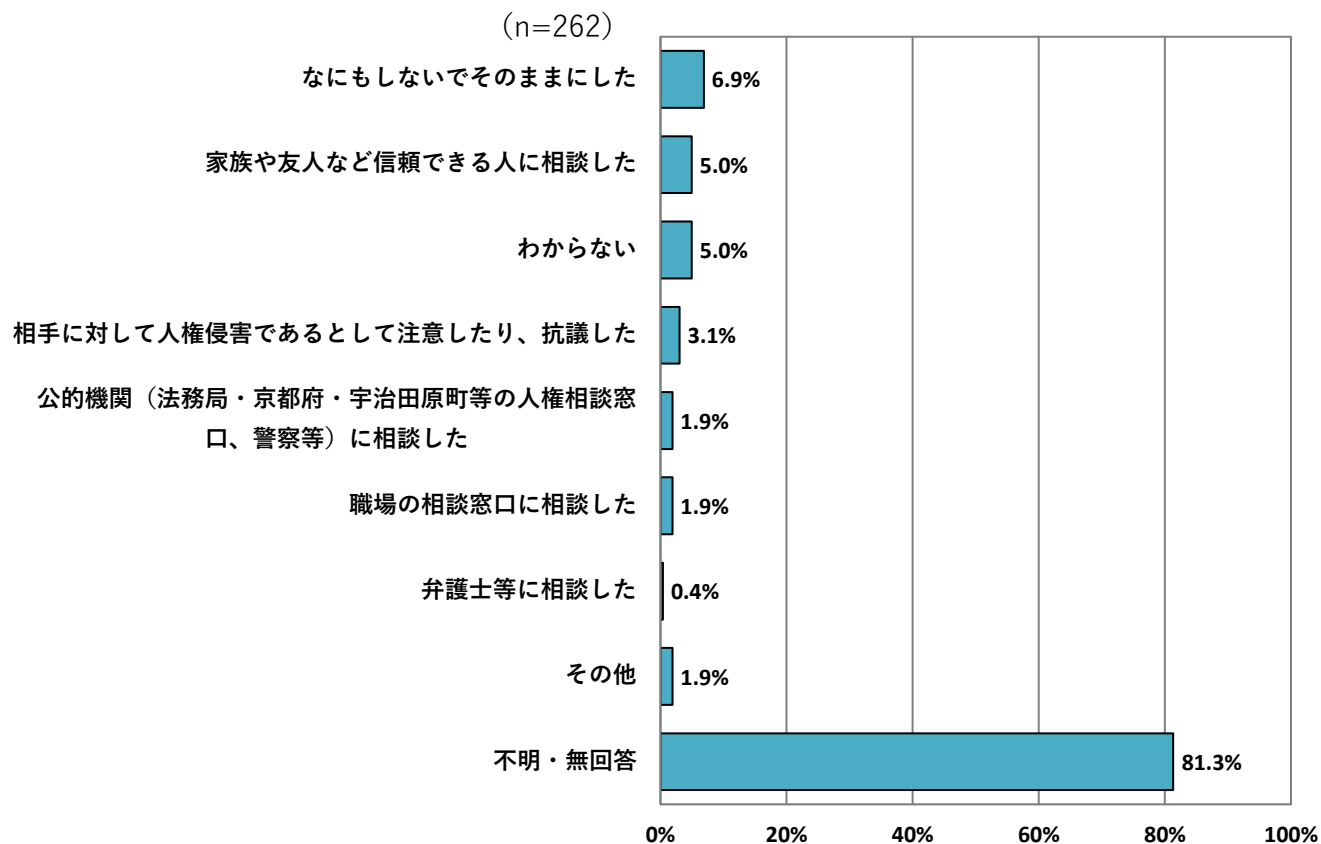
問 12 問 11 で「1 ある」と回答した方にお聞きします。それは、どのような人権侵害でしたか。(○はいくつでも)



● 人権侵害の内容については、『あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害』と『パワーハラスメント (職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ)』がそれぞれ 68.2%と最も高く、次いで『プライバシーの侵害』が 36.4%、『差別待遇 (信条・性別・出身地・社会的地位・心身の障がいによるものなど)』と『わからない』がそれぞれ 31.8%と続いています。

●人権侵害への対応

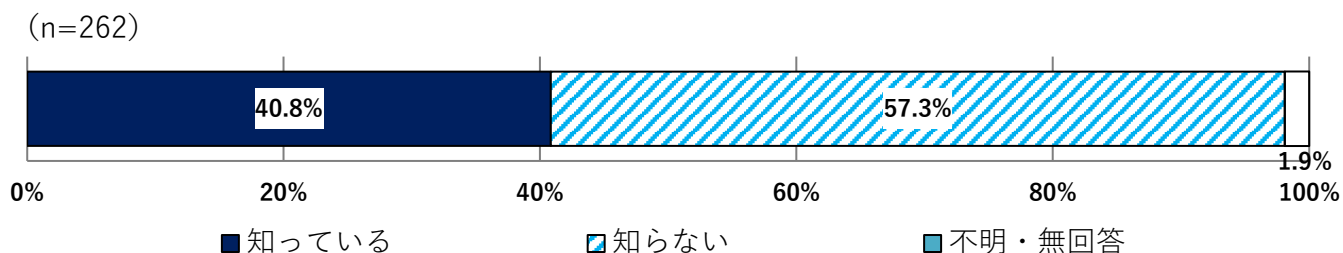
問 13 人権侵害を受けたと感じた際、あなたはどのように対応されましたか。(○はいくつでも)



- 人権侵害への対応については、『なんもしないでそのままにした』が **6.9%**と最も高く、次いで『家族や友人など信頼できる人に相談した』と『わからない』がそれぞれ **5.0%**、『相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議した』が **3.1%**と続いています。

●人権相談窓口の認知度

問 14 あなたは、人権に関する事柄で悩んだときなどの対応のため、国（法務局や人権擁護委員）をはじめ地方自治体（京都府や宇治田原町）やNPO法人等の民間団体において人権相談の窓口が開かれているのをご存じですか。(○は1つ)



- 人権相談窓口の認知度については、「知っている」が **40.8%**、「知らない」が **57.3%**となっています。

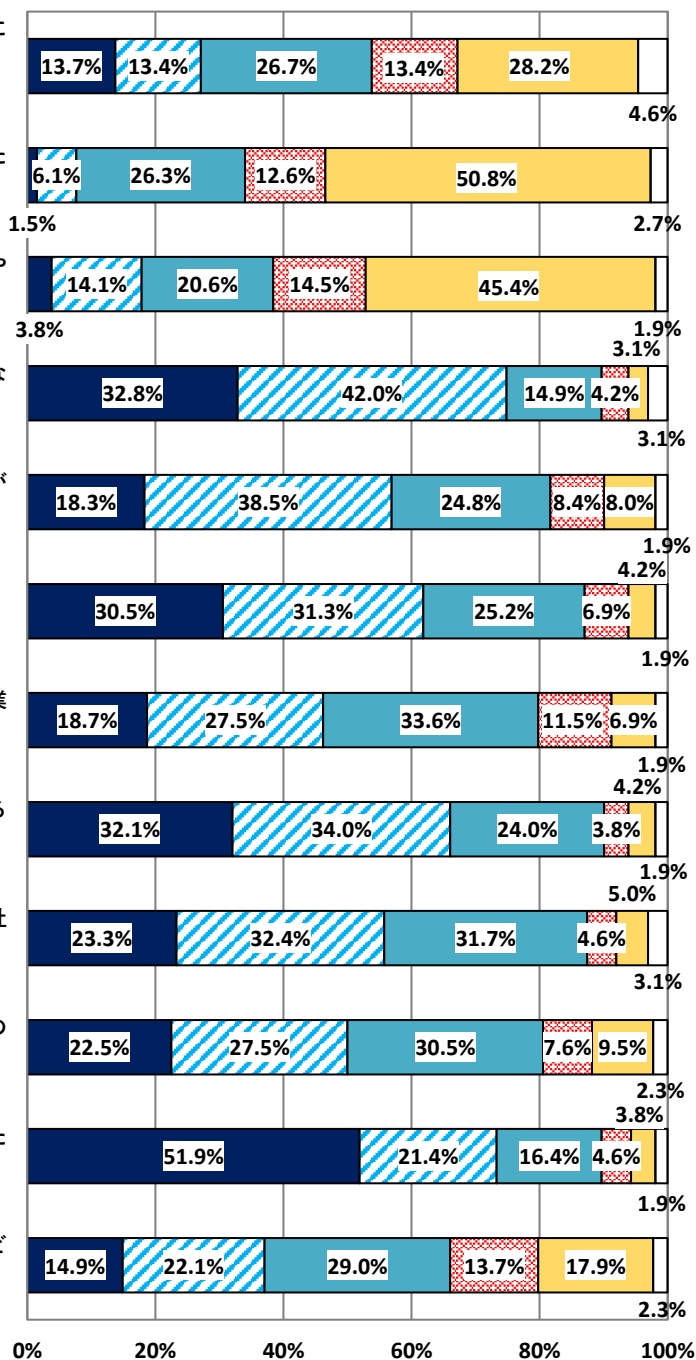
4 差別や人権侵害などに関する考え方や認識について

●身近な人権問題に関する考え方

問 15 人権の尊重や侵害については、人によっていろいろと考え方の違いがあります。1～12の各事項について、あなたのお考えにもっとも近いものを選び、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

(n=262)

- ① 部落差別（同和問題）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい
- ② 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事や育児、介護をしたほうがよい
- ③ 子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることもやむを得ない
- ④ 家庭のルールを決めるときは、子どもの意見を聞かなければならない
- ⑤ 認知症で徘徊する高齢者は、行動の自由を制限されても仕方がない
- ⑥ 高齢者であるというだけで、仕事の機会や職種が制約されるようなことはあってはならない
- ⑦ 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいることは問題である
- ⑧ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきである
- ⑨ L G B T等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である
- ⑩ 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などがあってもやむを得ない
- ⑪ 犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である
- ⑫ 刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない



■ そう思う

■ どちらとも言えない

■ そう思わない

■ どちらかと言えばそう思う

■ どちらかと言えばそう思わない

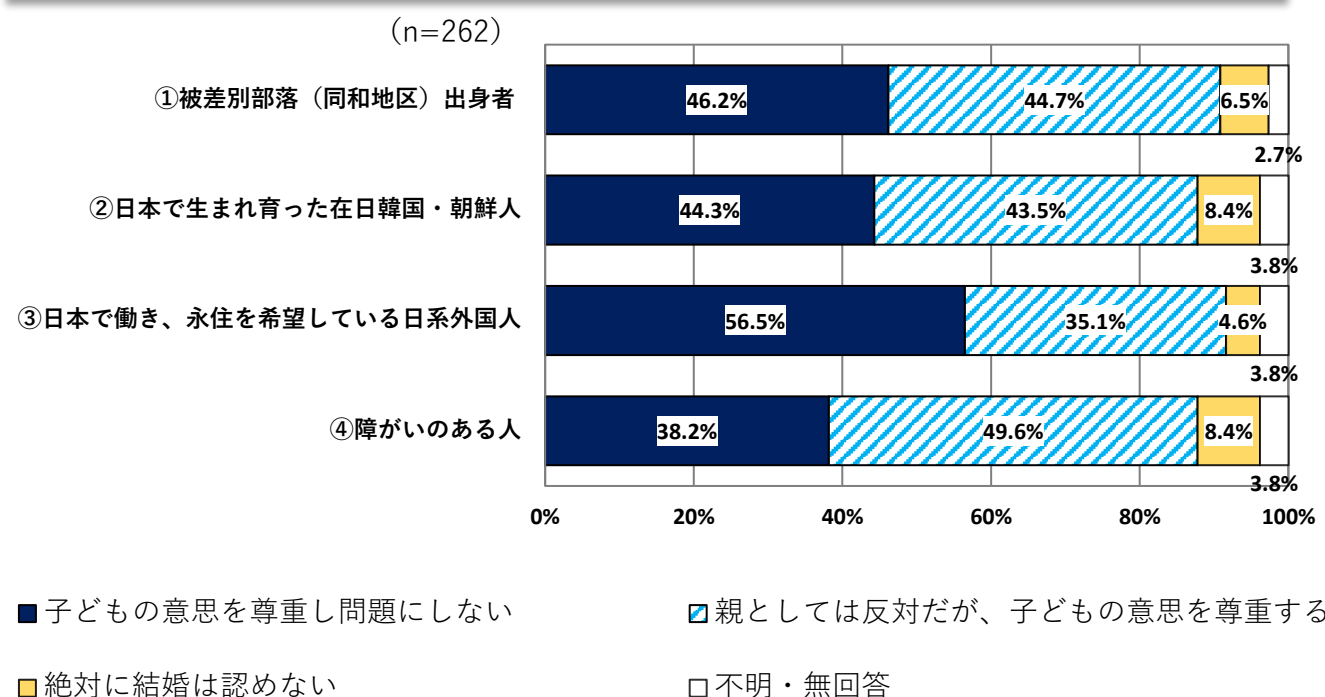
□ 不明・無回答

- 身近な人権問題に関する考え方において、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた肯定の割合は『④家庭のルールを決めるときは、子どもの意見を聞かなければならない』が**74.8%**と最も高く、次いで『⑪犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である』が**73.3%**、『⑧日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきである』が**66.1%**と続いています。

一方、「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた否定の割合は『②男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事や育児、介護をしたほうがよい』が**63.4%**と最も高く、次いで『③子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることもやむを得ない』が**59.9%**、『①部落差別（同和問題）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい』が**41.6%**と続いています。

●結婚相手の判断条件

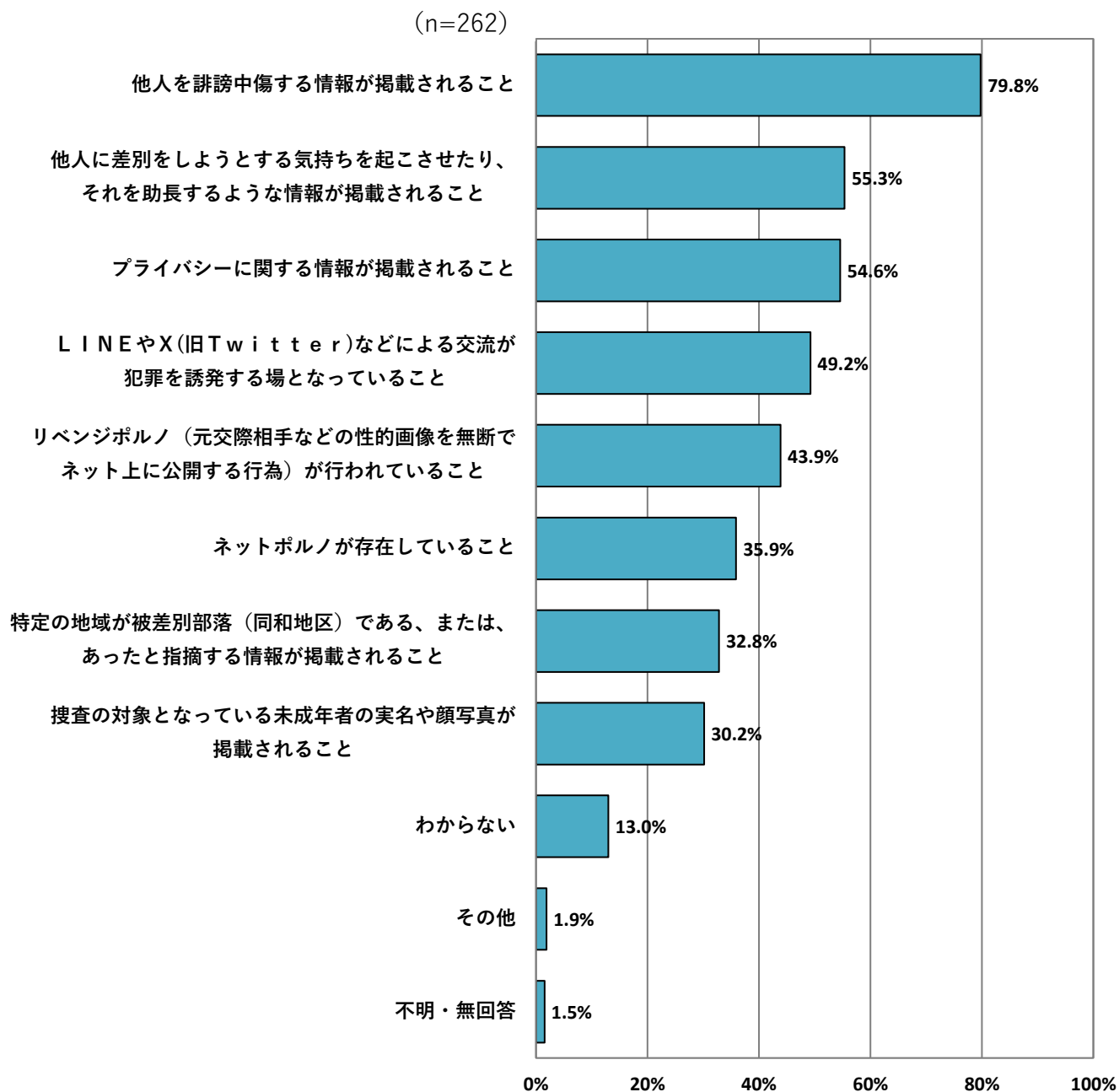
問 16 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が次の1～4の各事項に該当する人であった場合、あなたはどのように思いますか。1～4の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。（○はそれぞれ1つずつ）



- 結婚相手の判断条件において、「子どもの意思を尊重し問題にしない」と「親としては反対だが、子どもの意思を尊重する」を合わせた割合は『③日本で働き、永住を希望している日系外国人』が**91.6%**と最も高く、次いで『①被差別部落（同和地区）出身者』が**90.9%**となっています。一方、「絶対に結婚は反対する」は『②日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人』と『④障がいのある人』がそれぞれ**8.4%**と最も高くなっています。

●インターネットによる人権侵害

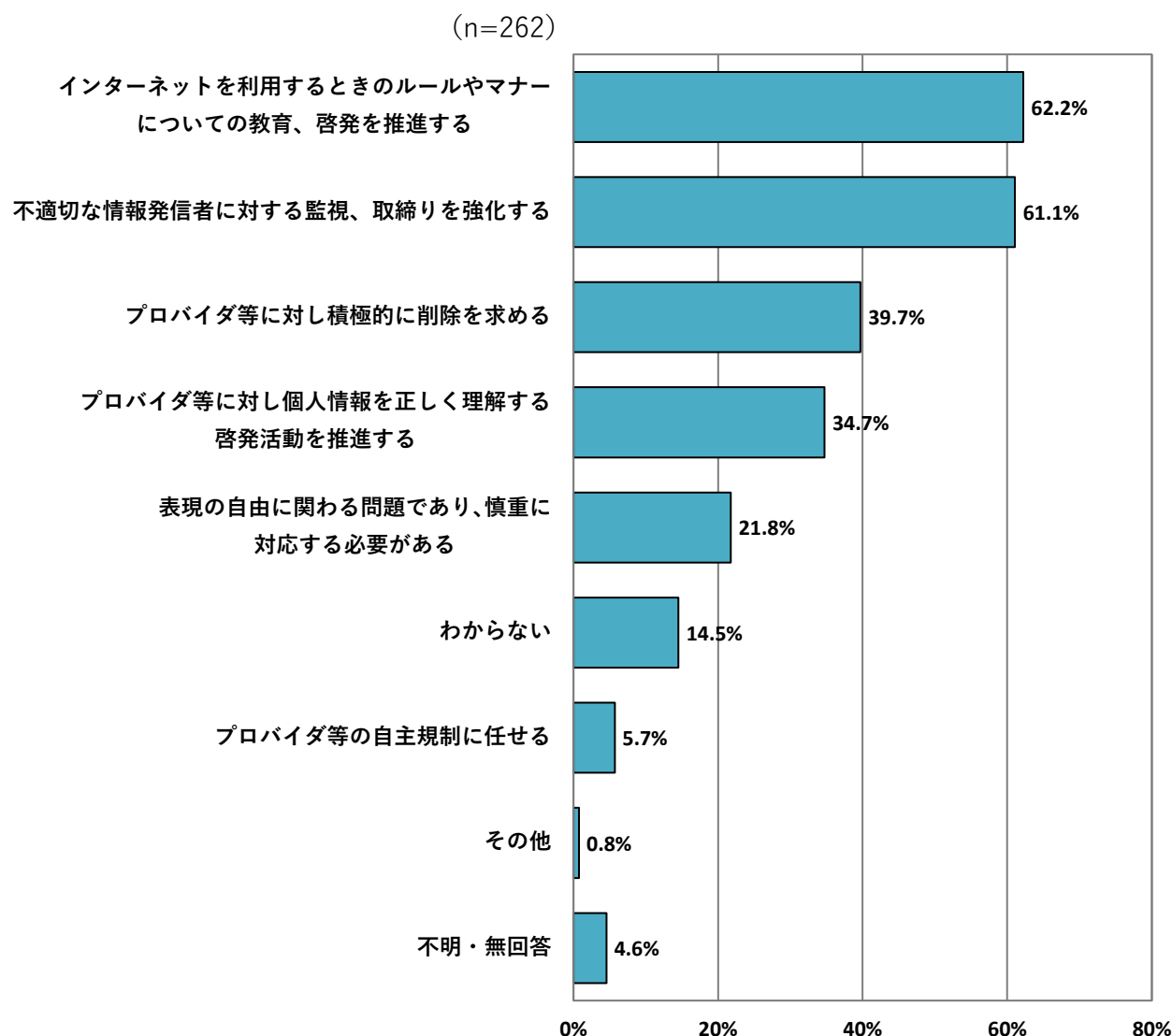
問 17 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(○はいくつでも)



● インターネットによる人権侵害については、『他人を誹謗中傷する情報が掲載されること』が **79.8%**と最も高く、次いで『他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること』が **55.3%**、『プライバシーに関する情報が掲載されること』が **54.6%**と続いています。

●インターネットによる人権侵害への対応

問 18 インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか。(○はいくつでも)

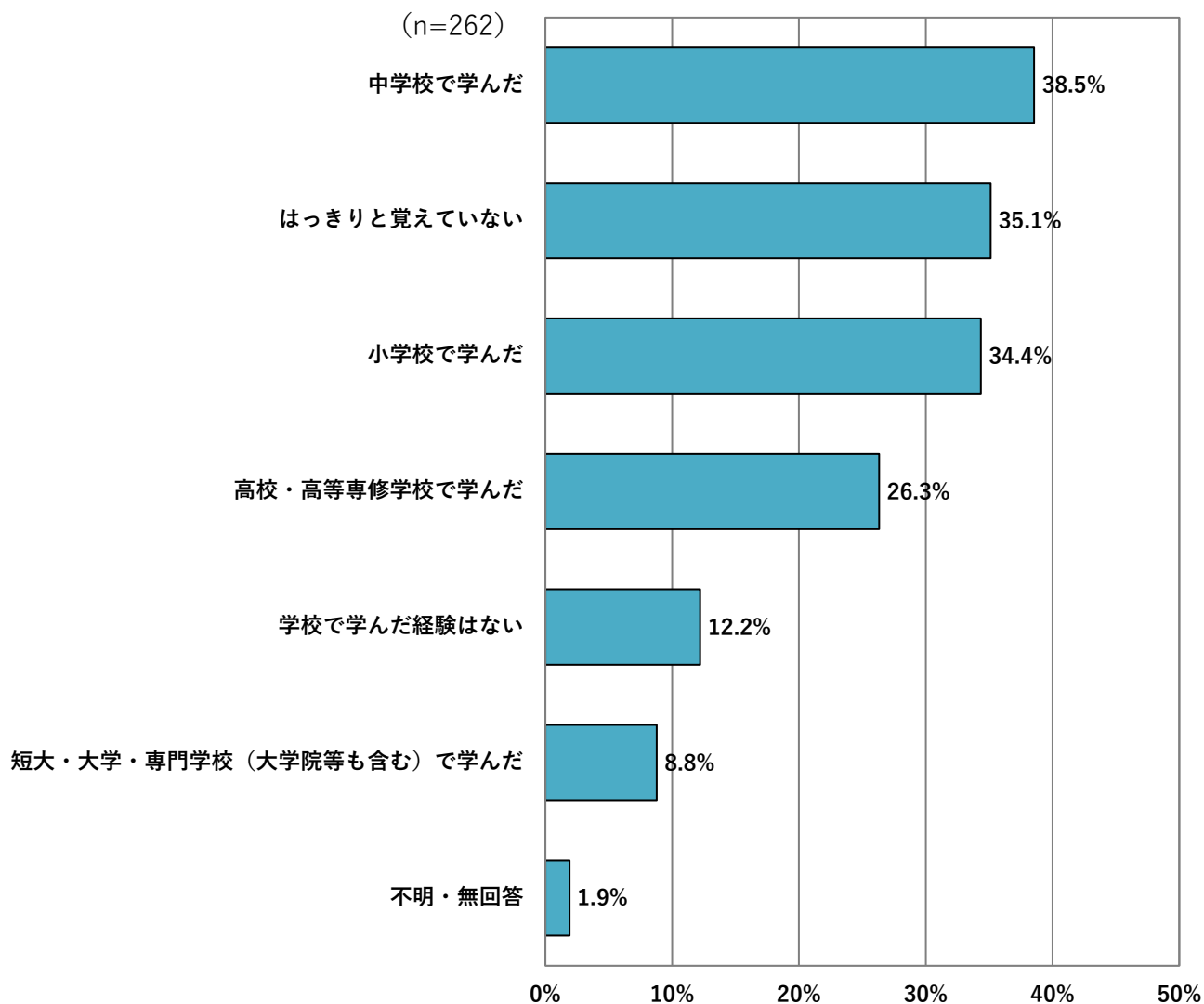


- インターネットによる人権侵害への対応については、『インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する』が **62.2%**と最も高く、次いで『不適切な情報発信者に対する監視、取締りを強化する』が **61.1%**、『プロバイダ等に対し積極的に削除を求める』が **39.7%**と続いています。

5 人権問題を理解するための取組について

●人権問題に対する学び

問 19 あなたは、人権問題について、学校の授業等で学んだことがありますか。
(○はいくつでも)

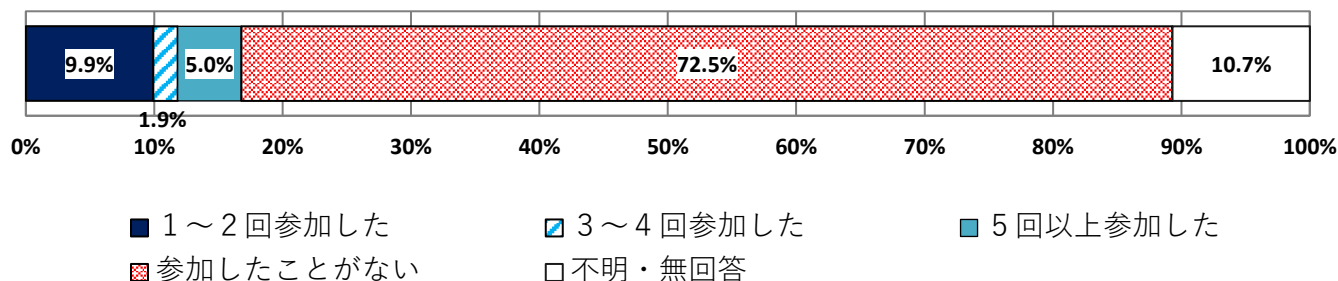


- 人権問題に対する学びについては、『中学校で学んだ』が **38.5%**と最も高く、次いで『はっきりと覚えていない』が **35.1%**、『小学校で学んだ』が **34.4%**と続いています。

●人権研修等への参加状況①

問 20 最近（5年間）、あなたは、人権問題に関する研修会や講演会などの人権啓発に関する行事等に参加されたことはありますか。（参加したことがある方は、回数により1～3のうちひとつに、参加したことがない方は4に○をつけてください）

(n=262)

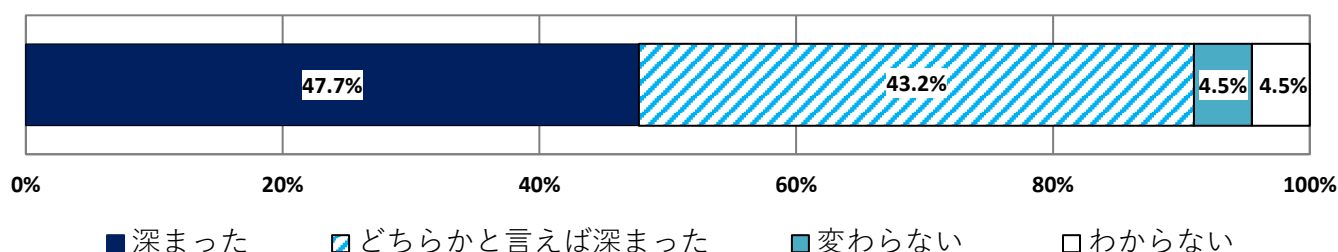


- 人権研修等への参加状況については、「1～2回参加した」と「3～4回参加した」と「5回以上参加した」を合わせた『参加したことがある』割合は**16.8%**となっています。一方、「参加したことがない」が**72.5%**と高くなっています。

●人権研修等への参加状況②

問 21 問 20 で選択肢 1～3 のいずれかを選択した方にお聞きします。あなたは、人権啓発に関する行事等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。（ひとつだけ○）

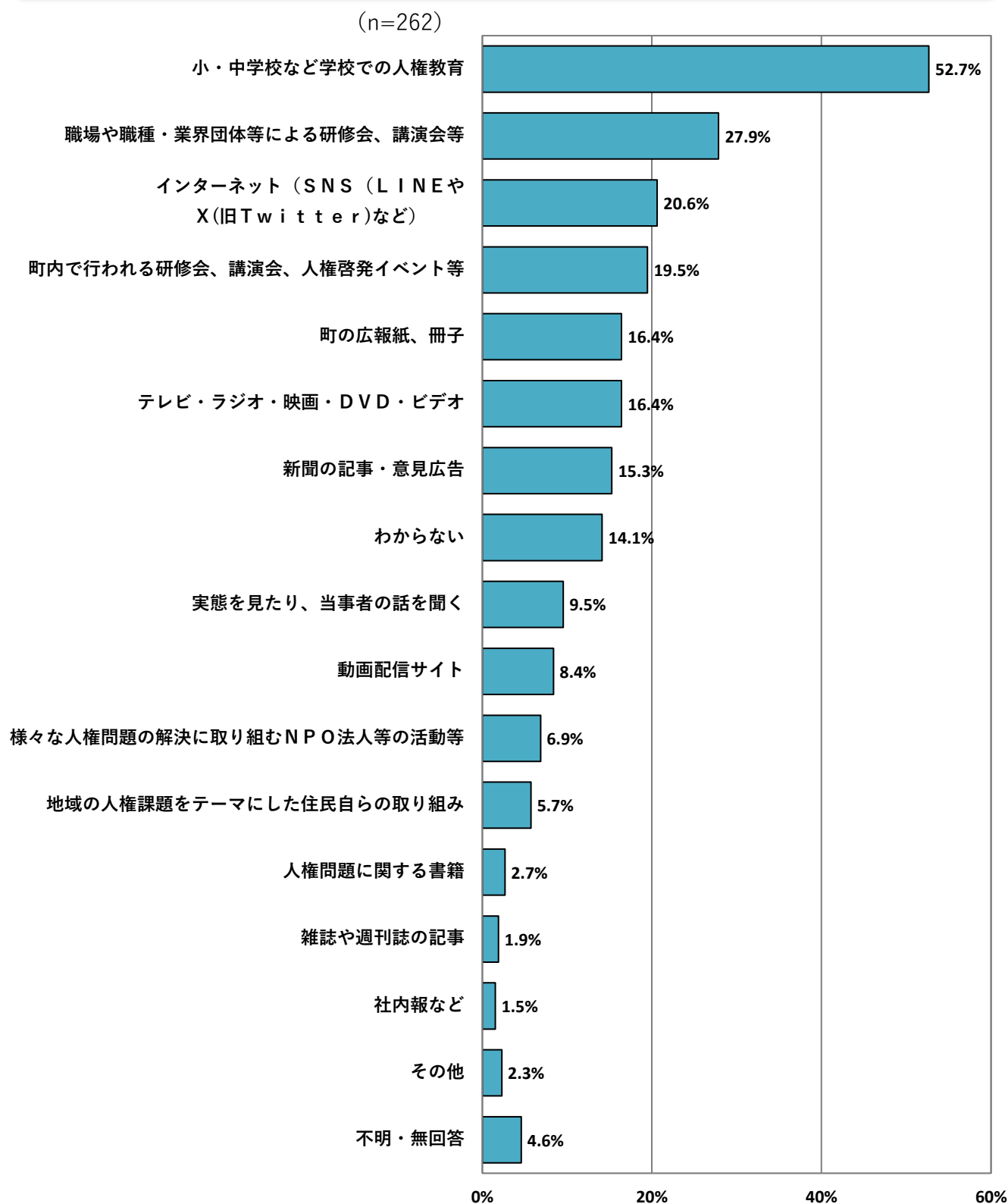
(n=44)



- 人権啓発に関する行事等参加後の人権問題に対する理解・認識の変化については、「深まった」と「どちらかと言えば深まった」を合わせた『深まった』割合は**90.9%**となっています。

●効果的な人権啓発手法

問 22 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どういうものが役立つと思いますか。(○は役立つと思われる番号を3つ以内)

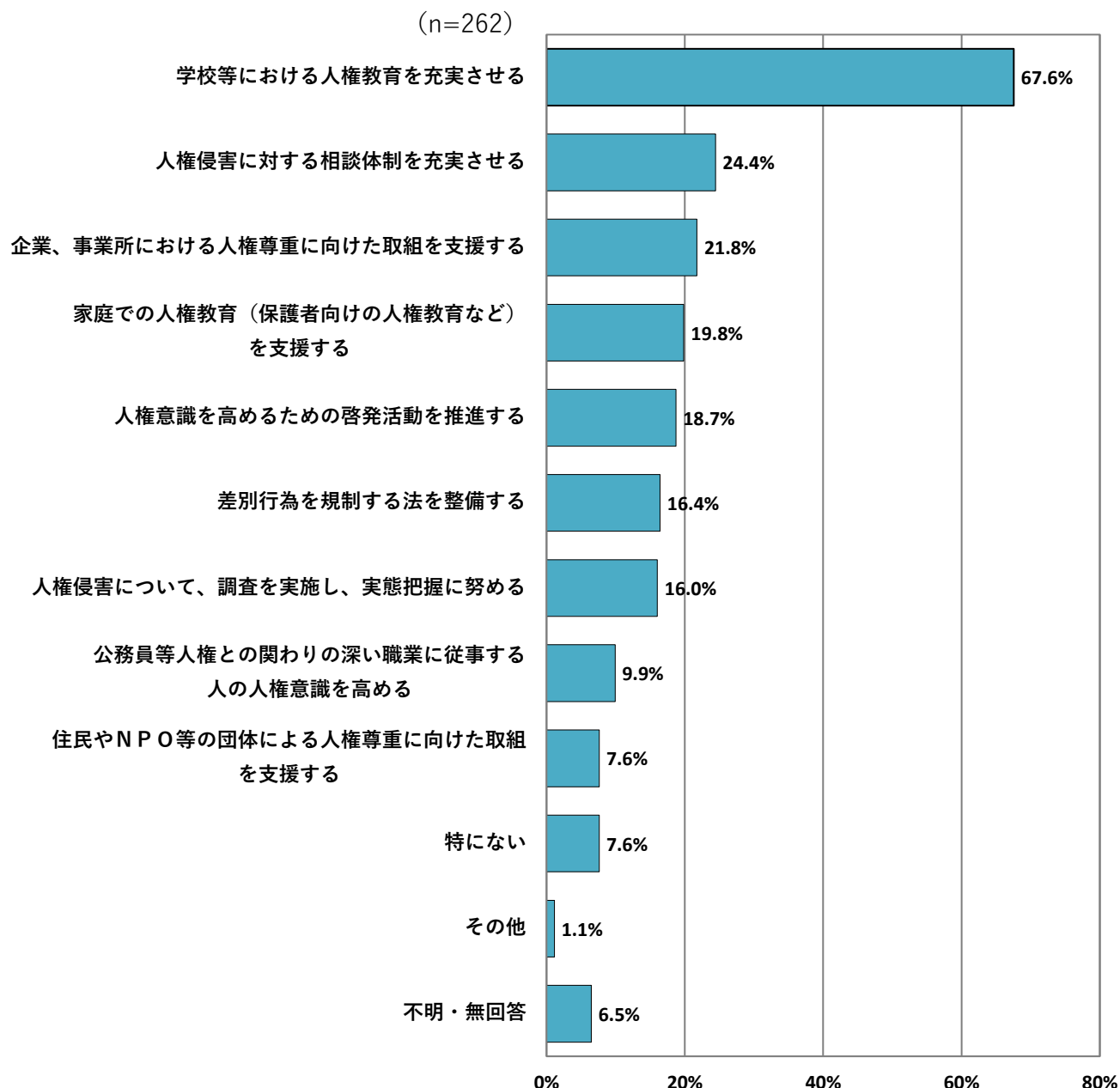


- 人権問題に対する学びについては、『小・中学校など学校での人権教育』が **52.7%**と最も高く、次いで『職場や職種・業界団体等による研修会、講演会等』が **27.9%**、『インターネット（SNS（LINEやX(旧Twitter)など）』が **20.6%**と続いています。

6 人権が尊重される社会づくりに求められることについて

●人権が尊重される社会づくりに向けた施策

問 23 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような施策を実施する必要がありますか。次の中から特に重要と思われる番号を3つ以内で○をつけてください。(○は3つまで)



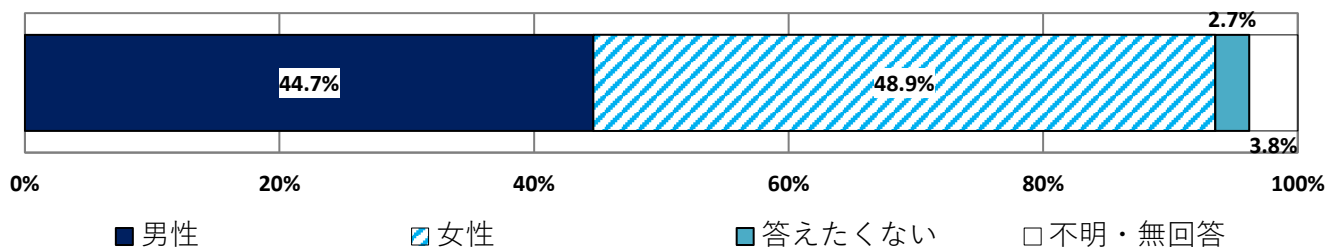
- 人権が尊重される社会づくりに向けた施策については、『学校等における人権教育を充実させる』が **67.6%**と最も高く、次いで『人権侵害に対する相談体制を充実させる』が **24.4%**、『企業、事業所における人権尊重に向けた取組を支援する』が **21.8%**と続いています。

7 回答者の属性について

●性別

問 24 あなたの性別をお教えてください。(○は1つ)

(n=262)

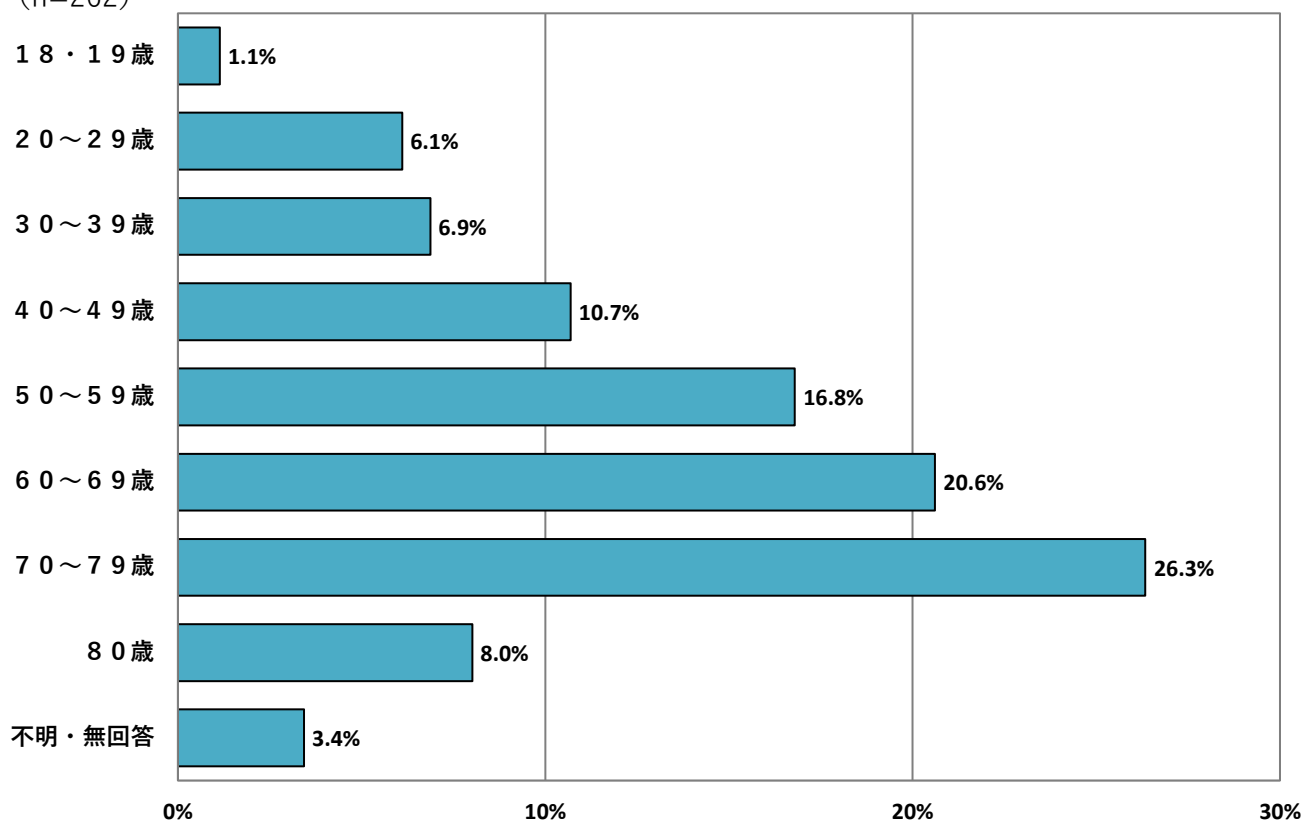


● 回答者の性別については、「男性」が44.7%、「女性」が48.9%となっています。

●年齢

問 25 あなたの年齢をお教えてください。(○は1つ)

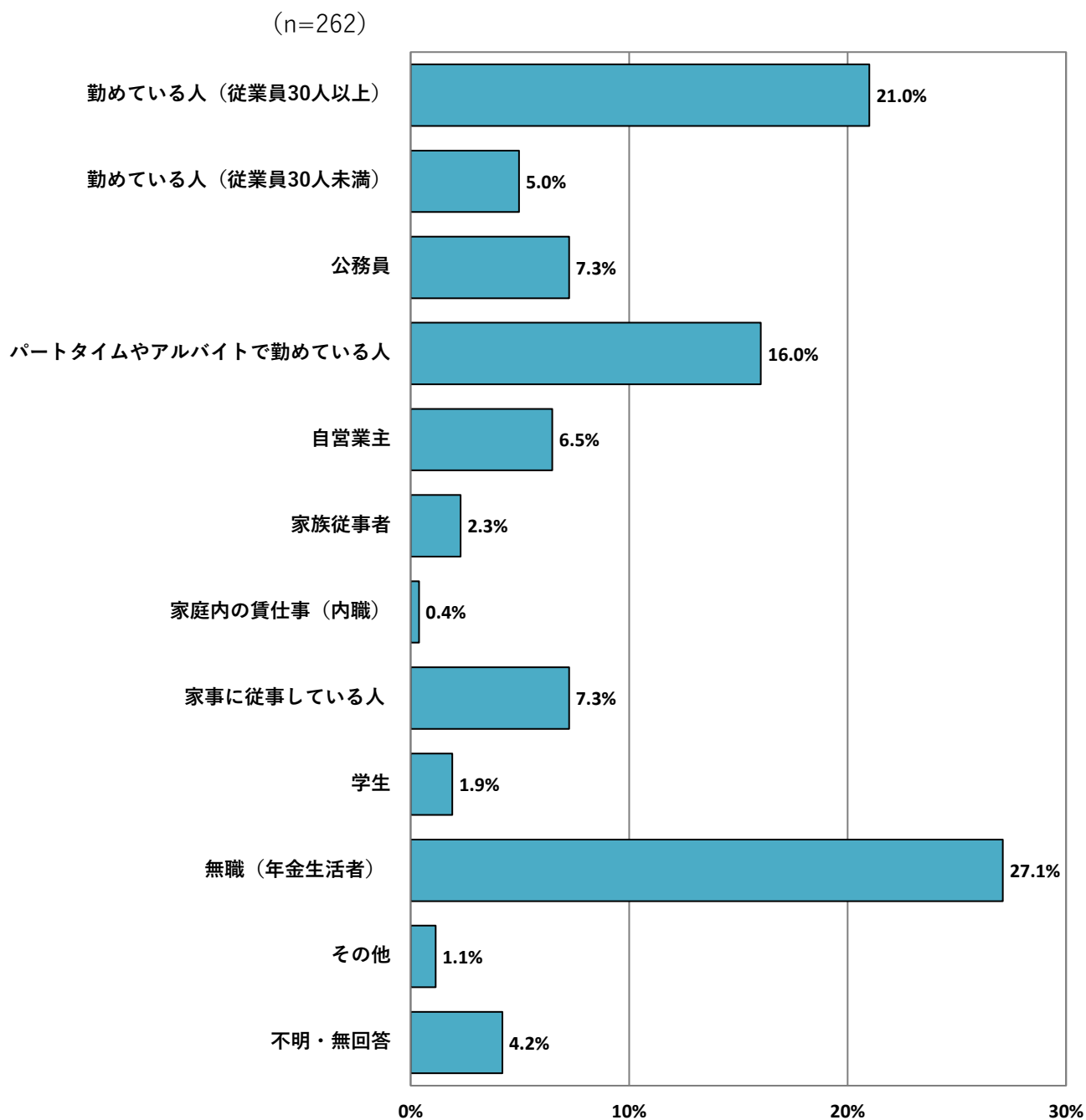
(n=262)



● 回答者の年齢については、「70～79歳」が26.3%と最も高く、次いで「60～69歳」が20.6%、「50～59歳」が16.8%と続いています。

●職業

問 26 あなたの職業をお教えてください。(○は1つ)



- 回答者の職業については、「無職（年金生活者）」が **27.1%**と最も高く、次いで「勤めている人（従業員 30 人以上）」が **21.0%**、「パートタイムやアルバイトで勤めている人」が **16.0%**と続いています。

3 世界人権宣言（1948年12月10日第3回国際連合総会 採択）

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊厳及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが完成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に屈することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保証を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国政連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男子は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、不況、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息を持つ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべてのものにひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国または人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ屈する。
- 3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

5 宇治田原町人権教育・啓発推進計画推進本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇治田原町人権教育・啓発推進計画推進本部（以下「推進本部」という。）の設置に関し、必要な事項等を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進本部は、推進本部長、推進副本部長、推進本部委員及び推進本部要員をもって組織する。

2 推進本部長には町長、推進副本部長には副町長・教育長をもって充てる。

3 推進本部委員は、各所属長をもって充てる。

4 推進本部要員は、推進本部長が指名する。

(職務)

第3条 推進本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 推進副本部長は、推進本部長を助け、推進本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 推進本部委員は、推進本部長の命を受け、推進本部の事務に従事する。

4 推進本部要員は、推進本部長の命を受け、事務を処理する。

(班の設置)

第4条 推進本部長は、必要と認めるときは、推進本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき要員は、推進本部長が指名する。

3 班に班長を置き、推進本部委員がこれに当たる。

4 班長は、推進本部長の命を受け、班の事務を処理する

5 班員は、班長の命を受け、班の事務を処理する。

(各班の運営)

第5条 各班の運営に必要な事項については、当該班長が別に定める。

(行動計画)

第6条 推進本部長は、別に定める推進計画に基づき、推進本部委員及び推進本部要員を動員し、事務を分掌させる。

(庶務)

第7条 推進本部の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月10日から施行する。